

北朝鮮人民軍における火力発揮能力向上施策の創始 －金正恩が「名射手・名砲手運動」に込めた意義－

The initiation of fire power ability development policy in the Korean People's Army: The significance which Kim John-un included in "the Expert Campaign of Shooter and Gunner"

金子 悟史

キーワード：北朝鮮、金正恩、火力、名射手・名砲手運動

はじめに

北朝鮮人民軍では、金正恩が政権を引き継いでから約1年後の2013年3月以降、金正恩自らの発起により「名射手・名砲手運動」という火力の戦闘訓練における基本・基礎を強化する取り組みが創始され、競技会等を通じて朝鮮人民軍将兵に対して拳銃・小銃などの個人装備火器や火砲などの部隊装備火器の射撃練度向上を図ることが練成訓練の重点の一つとなっていた¹⁾。

確かに、この運動の発起は、金日成軍事総合大学で学んでいたころから砲兵の運用や射撃術に高い関心と能力を発揮していたとされる金正恩の若年時の経験や²⁾、金正恩が主導したとされる2010年の延坪島砲撃の教訓が影響した可能性がある³⁾。

しかし、そもそも北朝鮮では金正恩政権発足以降、核・ミサイル装備などの開発が重視され、技術に立脚した精密打撃能力が強化され始めていたにもかかわらず、なぜ不安定な人的練度に依存する将兵個人や砲兵部隊の射撃能力向上も同時に追及されていったのであろうか⁴⁾。

先行研究では、北朝鮮の火力に関する戦法について、核・ミサイル装備の開発に関する研究は多くあるものの、火砲などの在来火器がどのように強化されてきたのかについて扱った研究は少ない⁵⁾。しかしながら、この運動の成立経緯や意義について分析をすることで、これまで多くの研究がされてきた北朝鮮人民軍の核・ミサイル分野の発展と併せて、金正恩期の火力に関する戦法の特長や全体像を明らかにできる意義がある。

さらに、金正恩が発起した「名射手・名砲手運動」に関する研究についても、その成立経緯や意義について分析を行ったものは見当たらず、この運動が金正恩の軍部隊視察で言及されたことを説明する報道や研究機関の情勢報告が見られる程度である⁶⁾。しかし、「名射手・名砲手運動」は、2021年1月、約5年ぶりに改訂された朝鮮労働党規約において党として重視する運動として規定されたことから、その地位に相応する多くの意義が込められていた可能性がある。

そこで本稿は、金正恩が発起した「名射手・名砲手運動」には、単なる射撃能力向上の手段以上の意義があったのではないかと仮定に立ち、そこには、どのような意義が込められていたのかを問いとして明らかにしていきたい。本稿は、まず、第一節において、「名射手・名砲手運動」が創始から定式化されていった経緯を時系列的に確認するとともに、その意義を明らかにするための論点を抽出する。次に、第二節において、その論点の分析を行い、「名射手・名砲手運動」に込められた意義を明らかにする。

1 「名射手・名砲手運動」の創始から定式化への経緯

本節では、まず「名射手・名砲手運動」が創始から定式化されていった経緯を確認するとともに、その意

義を明らかにするための論点を抽出する。

(1) 「名射手・名砲手運動」の創始・成立

「名射手・名砲手運動」は、どのように創始され成立したのであろうか。金正恩は、政権を引き継いでから約1年後、2013年2月の「朝鮮人民軍第323軍部隊視察（空軍特殊部隊）」において、「軍人は、銃を良く撃たなければならない。人民軍軍隊で名射手運動を力強く広げていかなければならない」として「名射手運動」という言葉を初めて軍部隊視察の場で述べていた⁷⁾。

次いで、翌月3月の「朝鮮人民軍第1973軍部隊視察（陸軍特殊部隊）」においては、予定されていた訓練視察、施設視察を行いつつ、「戦闘員は政治思想的、軍事技術的、肉体的に準備されていると同時に、百発百中の射撃術を所有しなければならない」として、突然、大隊指揮官クラスの拳銃、自動小銃射撃訓練を組織・指導した⁸⁾。この射撃訓練において金正恩は、実際に一人の軍人に拳銃射撃をさせて、その射撃の目標板を大隊指揮官達に見せながら具体的な射撃の指導を行った⁹⁾。

そもそも、金正恩は、2011年末に金正日から政権を引き継ぎ、最高司令官に就任して以降、月1回以上の軍部隊視察を行い、その都度、問題点を指摘してその場で是正を指導していたが、「名射手運動」という恒常的な訓練施策を明示したことは初めてであり、金正恩自らが射撃の指導を行うことも異例であった。

さらに、この軍部隊視察において金正恩が「各種射撃方法に関する録画物を作り全軍に配布し、戦闘射撃方法を普及させる」指示を行っていたことを踏まえれば¹⁰⁾、単なる思い付きの運動ではなく、金正恩自ら何らかの問題認識と一定の決意の下、全軍に徹底することをあらかじめ計画した上で明示した運動であり、この時期が事実上の「名射手運動」創始の時期であったといえる。

その後、この「名射手運動」を普及するため、約13年ぶりに金正恩期で初めて行われた2013年10月の「朝鮮人民軍第4次中隊長、中隊長政治指導員大会」では、金正恩自らの発起により、異例となる射撃競技会が組織され、大会会場の屋内に射撃競技場を設け、部隊別、個人別の競技を進行して褒賞が行われた¹¹⁾。興味深いことに、「名射手運動」を初めて具現したこの競技会は、その場が中隊長等が参集する大会であったことから、必然的にその対象は、中隊長という指揮官であり将校クラスであった。

他方、「名砲手運動」も概ね同じ時期に創始されることとなった。金正恩は、2013年3月の「朝鮮人民軍第641軍部隊管下長距離砲兵区分隊視察」（170mm自走砲の部隊視察）において区分隊（中隊）を検閲した際に、「百発百中の名砲手として準備することは砲兵の当然の本分であり、（中略）すべての砲兵は、最初にも2番目にも3番目にも砲射撃の命中率を高めるところに基本を置き、砲兵訓練を広げていかなければならない」と述べ、「名砲手運動」を推進し始めた¹²⁾。

なぜ金正恩は、政権を継承して約1年後の2013年3月になって初めて、これら「名射手運動」と「名砲手運動」を明示したのであろうか。確かにソウルを射程内に置く長距離砲（170mm自走砲）の精度向上施策を示すことで、同月に発足した韓国保守の朴槿恵政権に対して圧力を加える意図、すなわち国外的な要因があったとも解釈できるが、その主な理由は、政権継承後の1年目であった2012年は、金正恩にとって、まずは部隊掌握が主体であったからであるといえる。

金正恩は、2012年に軍公開活動、すなわち軍関連の視察を約32回行っていたが、最も多かった訪問先は陸軍部隊（17回）であった。その中でも集中的に視察を行った部隊は、韓国側と軍事分界線などで直接対峙する主に島嶼部の第一線部隊（8回）であった。

訪問した部隊は、西部戦線4か所¹³⁾、東部戦線3か所¹⁴⁾及び中部の板門店であり¹⁵⁾、これらの訪問は視

察という名称ではあったものの、内容は部隊の配置を変更するなど指導が主体であったことから、いわば政権掌握後の第一線部隊の引き締めであり¹⁶⁾、これら第一線部隊の掌握等は他の軍部隊視察や軍の施策よりも重視されたといえる。

そして、「朝鮮人民軍第4次中隊長、中隊政治指導員大会」(2013年10月)において金正恩は、「全軍で名射手、名砲手運動を力強く広げる」ことに言及し¹⁷⁾、小火器の射撃に関する将兵の基礎動作の練度向上を促す「名射手運動」と火砲の射撃に関する部隊の基本的行動の練度向上を促す「名砲手運動」の連結を行い、これらを一つの「名射手・名砲手運動」として推進していくことを明示した。

さらに、この「名射手・名砲手運動」は、2014年1月1日の「新年辞」において、「戦闘訓練を強化し、名射手、名砲手運動を力強く広げ、軍人達を百発百中の射撃術と銃鉄のような体力、強い規律性を帯びた一当百の軍に育てなければなりません¹⁸⁾」として、朝鮮人民軍の国防力強化における訓練の重点事項の一つとして初めて明文化されることとなった。

(2) 「名射手・名砲手運動」の実践・定式化

「名射手」運動は、その後も金正恩自ら主導し、朝鮮人民軍内において主に指揮官や軍学校の教員などの将校を対象とした射撃競技会を通じて普及されていくこととなった。2014年3月には、拳銃・自動小銃に関する「軍事学校教職員達の射撃競技¹⁹⁾」(金日成政治大学、金日成軍事総合大学等が参加)、「軍種、軍団級単位指揮成員達の射撃競技²⁰⁾」(軍事指揮官と政治指導員に分かれて実施)、「金正淑海軍大学と金策航空軍大学教職員達の射撃競技²¹⁾」が行われた。これらは、2014年1月の「新年辞」でうたわれた「名射手・名砲手運動」の推進に基づき、早速短期間であっても練成を行い、競技会として目に見える形で運動を具現しようとする施策であったといえる。

他方、「名砲手」運動も、朝鮮人民軍内の競技会を通じて普及されていくとともに、興味深いことに、時には金正恩自ら現場の砲兵部隊に対して褒賞等を行う形で、その成果が褒め称えられた。

金正恩は、2014年6月に東海岸前方哨所のファド防御隊に対する砲射撃訓練視察を抜き打ちで行ったが、その成果が良好であるとして5中隊を「名砲手中隊」に命名し²²⁾、同じ年の7月、同じく東海岸前方哨所のウンド防御隊の砲射撃訓練を視察した際にも、その命中精度を高く評価して防御隊1中隊1小隊1砲に名砲手賞状を、軍人達には名砲手メダルと名砲手徽章を授与した²³⁾。

このように、金正恩が自ら名砲手中隊の命名や褒賞を行い、その部隊名も公表したことは、「名射手・名砲手運動」がいかに重要な施策であるかを軍部隊に示して競わせる狙いがあったと考えられ、将兵への激励や指導を主体とした記事の詳細な説明から見れば、これら褒賞等に対外的な武力誇示という示威的意図のみが込められていたとは考えにくい。

そして、「名射手・名砲手運動」は、再度、2014年11月の「朝鮮人民軍第3次大隊長、大隊政治指導員大会」の場で徹底され、金正恩は「初めて名砲手運動の榮譽を得たファド防御隊第5中隊の模範に従い、すべての大隊が名射手大隊、名砲手大隊にならなければならない²⁴⁾」として、この運動を大隊規模にも拡大して引き続き推進していくことを明言した。

興味深いことに、この「名射手・名砲手運動」は、拳銃・自動小銃・砲身砲以外の火器にも適用されていくこととなった。そもそも、「名砲手運動」の創始は、当初、砲身砲である長距離砲兵部隊(170mm砲部隊)による訓練の場であったため²⁵⁾、その対象となる火器は、砲身砲が想定されていたと考えられる。しかし、この運動は、「朝鮮人民軍第851軍部隊管下女性放射砲区分隊砲射撃訓練」(2014年4月)などでも言及され、

一般的に命中精度よりも地域制圧能力が求められる放射砲（107mm多連装ロケット砲）にも適用されるようになっていった²⁶⁾。

また、放射砲以外にも、2015年1月には、「朝鮮人民軍前線軍団第1梯隊歩兵師団直属区分隊の非反衝砲射撃競技大会」において、部隊における個人携行型対戦車火器である無反動砲についての競技が行われ、金正恩が自ら名砲手賞状、名砲手メダル、名砲手徽章を授与した²⁷⁾。

この競技会は、射程が1,500mほどの無反動砲の練度向上を図ることで²⁸⁾、小銃の一般的な有効最大射程である数100mから、北朝鮮で最も射程が短い火砲の一つである107mm多連装ロケット砲の最小射程である数kmの間の盲点となる射距離を補い、その練度向上を図る処置であったといえる。

このように、「名射手・名砲手運動」の対象火器が、拳銃・自動小銃・砲身砲から多連装ロケット砲、対戦車無反動砲などに拡大されていった理由は、歩兵・砲兵などの兵種の違いに関わらず、あらゆる射程の火器について練度向上を図り、その射程の練度に盲点をなくす取り組みであったといえる。

その後、「朝鮮人民軍大連合部隊の砲射撃競技」（軍団別の砲身砲部隊の競技、2016年1月）、「朝鮮人民軍大連合部隊別女性放射砲兵射撃競技」（軍団別の女性多連装ロケット砲部隊の競技、2016年11月）、「朝鮮人民軍大連合部隊放射砲兵中隊射撃競技」（後方軍団別の多連装ロケット砲部隊の競技、2016年12月）など、砲種別だけではなく女性部隊や軍団別でも抜けない競技会が実施されていった²⁹⁾。

さらには、「高射砲兵射撃競技」（陸軍と航空及び反航空軍（以下、航空軍という。）の対空砲兵部隊の競技、2015年6月）、「朝鮮人民軍軍団別迫撃砲区分隊の砲射撃訓練」（軍団別の迫撃砲部隊の競技、2020年4月）などでも「名砲手運動」が言及され、砲種についても高射砲や迫撃砲にまで拡大することで、陸・海・空のあらゆる軍種別と射撃対象別の盲点が排除されていった³⁰⁾。

その後、この「名射手・名砲手運動」は、北朝鮮が軍事力を強化する戦略の一部としても位置付けられるようになっていった。金正恩は、2015年の「新年辞」において、①政治思想の強軍化、②道徳の強軍化、③戦法の強軍化、④多兵種の強軍化からなる「4大戦略的路線」を提示した³¹⁾。

その中の「戦法の強軍化」は、主体思想を反映した「主体戦法の強軍化」を指していたが、金正恩の軍部隊視察では、将兵を「主体的な砲兵戦法に精通した百発百中の名砲手に準備させる」と同様の表現がされていたことから、「名射手・名砲手運動」は、火力発揮の面で主体戦法を強化する手段の一つとして位置づけられるようになったといえる³²⁾。

なお、2018年から2019年は、米朝・中朝・中露・南北朝鮮間の活発な外交が行われたため、軍部隊視察自体が低調となっていたが、コロナ禍により軍部隊視察が途絶える直前のわずか3か月間である2020年2月から4月にかけて、砲兵訓練を4回、砲兵競技会を2回と、頻繁に視察し³³⁾、「人民砲兵武力を誰もが恐れる世界最強の兵種として強化³⁴⁾」し、競技会を通じて「全般的砲兵武力をもう一度覚醒させる³⁵⁾」ことが強調された。

その後、コロナ禍にあった2021年1月の朝鮮労働党第8次大会で改定された党規約では、「《一当百》の号砲を高く掲げ、呉仲洽7連隊称号獲得運動、近衛部隊運動、名射手、名砲手運動を力強く広げ、部隊の政治軍事的威力を百方に強化する³⁶⁾」ことが明記され、国家の最高指導者や党を防護する運動（呉仲洽7連隊称号獲得運動）、現代戦に合わせて部隊の戦闘力を強化する運動（近衛部隊運動）と同様に、朝鮮人民軍内の各級党組織が行う事業として位置づけられ定式化されることとなった。

したがって、「名射手・名砲手運動」は、活発な外交が行われた2018年から2019年、特に韓国文在寅政

権との板門店宣言により南北朝鮮間で数多くの軍事的な緊張緩和の措置が取られていたにもかかわらず消滅せず³⁷⁾、さらには2020年春以降のコロナ禍においても生き続け、2021年に党規約として定式化されたことを考えれば、国内外情勢には左右されない基本・基礎を徹底する軍の施策という位置づけが明確になっていったといえる³⁸⁾。

加えて、既に2014年頃から各種ミサイル開発が進行し2017年には米本土全域までを射程圏に置く核武力政策完成を宣言していたにもかかわらず³⁹⁾、2021年に「名射手・名砲手運動」が党規約において党の事業として位置づけられたことは、この運動が各種ミサイル開発が進捗するまでの応急的・一時的な処置ではなかったことを示しており、「名射手・名砲手運動」が各種ミサイル開発と同等の価値を持つ火力発揮能力向上施策であることを示していたといえる。(表1⁴⁰⁾)

表1 名射手・名砲手運動等の成立・定式化

時期	行事等【 】は砲の種類	意義
2010年11月	延坪島砲撃事件	—
2011年12月	金正日死去に伴い金正恩が朝鮮人民軍最高司令官就任	—
2013年2月	「朝鮮人民軍第323軍部隊視察」(空軍特殊部隊)にて「名射手運動」言及	「名射手」運動の創始
2013年3月	「朝鮮人民軍第1973軍部隊視察」(陸軍特殊部隊)にて射撃指導	
2013年3月	「朝鮮人民軍第641軍部隊管下長距離砲兵区分隊視察」にて「名砲手運動」言及	「名砲手」運動の創始
2013年10月	「第4次中隊長、中隊政治指導員大会」にて「名射手・名砲手運動」言及	「名射手・名砲手運動」の成立
2014年1月	「新年辞」で「名射手・名砲手運動」明記	
2014年3月	【拳銃・自動小銃】「軍事学校教職員達の射撃競技」、「軍種、軍団級単位指揮員達の射撃競技」、「金正淑海軍大学と金策航空軍大学教職員達の射撃競技」	「名射手運動」の実践
2014年4月	【対海上多連装ロケット砲】「朝鮮人民軍第851軍部隊管下女性放射砲区分隊砲射撃訓練」	「名砲手運動」の実践
2014年6月	【対海上海岸砲(推定)】ファド防御隊を名砲手中隊に命名	
2014年7月	【対海上海岸砲】ウンド防御隊に名砲手賞状等授与	
2014年11月	「第3次大隊長、大隊政治指導員大会」にて「名射手・名砲手運動」徹底	
2015年1月	【対戦車無反動砲】「朝鮮人民軍前線軍団第1梯隊歩兵師団直属区分隊の非反衝砲射撃競技大会」	
2015年6月	【対空機関砲】「高射砲兵射撃競技」	
2016年1月	【対地上砲身砲】「朝鮮人民軍大連合部隊の砲射撃競技」	
2016年11月	【対地上多連装ロケット砲】「朝鮮人民軍大連合部隊別女性放射砲兵射撃競技」	
2016年12月	【対地上多連装ロケット砲】「朝鮮人民軍大連合部隊放射砲兵中隊射撃競技」	
2020年3月	【対地上砲身砲・対地上多連装ロケット砲】「砲射撃対抗競技(7・9軍団と3・4・8軍団を別日に分けて実施)」	
2020年4月	【対地上迫撃砲】「朝鮮人民軍軍団別迫撃砲区分隊の砲射撃訓練」	
2021年1月	朝鮮労働党第8次大会にて党規約に「名射手・名砲手運動」が記載	「名射手・名砲手運動」の定式化

(3) 小括

「名射手・名砲手運動」は、それぞれが異なる経緯で創始されたものの、2013年3月頃、同じ時期に創始され、2014年1月の「新年辞」において明文化された。その後、競技会や現地視察における褒賞等を通じて推進され、2018年頃の南北間の軍事的緊張緩和により弱まるどころか再び覚醒され、2021年1月の朝鮮労働党規約改定では、確固とした党の事業の一つとして位置づけられていった。

この運動は、金日成期に創始された「砲兵重視思想⁴¹⁾」を継承する施策であり、金正恩が金正日に比し、陸軍部隊の中で機動部隊よりも火力戦闘部隊の運用を重視する思想の現れであったといえる⁴²⁾。事実、金正恩期においては、2012年以降、主力戦車が350両であり数に概ね変化がない中、火砲は21,000門から21,600門へ少なくとも600門増加したと見積もられており⁴³⁾、「名射手・名砲手運動」についても、機動部隊の中心戦力である戦車射撃という火力を含めてはいなかった。

第1節では、「名射手・名砲手運動」の創始から定式化までの経緯を確認したが、ここでいくつかの論点が生じる。そもそも、名射手・名砲手運動あるいはそれに類似する運動は、金正恩期以前にはなかったのであろうか。なかったのであればなぜ金正恩はこの運動を創始したのであろうか。また、単なる射撃能力向上のための運動であったとするならば、なぜ「名射手運動」は第一線部隊の兵士ではなく、主に指揮官や教員などの将校クラスを対象として行われたのであろうか。なぜ「名砲手運動」においては金正恩が自らの現場部隊に対する褒章などを行ったのであろうか。そもそも技術に立脚した精密打撃能力が強化され始めていたにもかかわらず、なぜ「名射手・名砲手運動」という人的練度に依存する運動も推進され、特に盲点のないあらゆる火器・部隊等で推進していく必要があったのであろうか。

2 「名射手・名砲手運動」に込められた意義

本節においては、第一節において生じた論点について、さらに金正恩の現地指導等における発言や行動等から解釈を行い、「名射手・名砲手運動」に込められた意義を明らかにする。

(1) 射撃の訓練練度向上に資する意義—金日成時期からの訓練指導の継承・発展—

そもそも、名射手・名砲手運動あるいはそれに類似する運動は、過去にはなかったのであろうか。これと類似した訓練指導の考え方は、金日成期からないわけではなかった。

金日成は、1947年1月に「すべての軍官達と下戦士達が百発百中の名射手となるようにしなければなりません⁴⁴⁾」、砲兵についても「砲兵達は、砲兵訓練を精力的に行い(中略)、名砲手にならなければなりません⁴⁵⁾」として、朝鮮人民軍の前身部隊である保安部隊に対する演説で訴え、既に朝鮮戦争(1950年～1953年)前から「名射手」、「名砲手」という用語を使い始めていた。

ただし、当時は、弾薬を含む砲兵装備をソ連からの供給に依存し量が十分ではなかったため、特に後者の名砲手となるべき主な理由は、「人民の血汗がにじんだ砲弾一発も無駄にしてはならない⁴⁶⁾」ためであった。しかし、約2年後の朝鮮戦争に向けて「敵を単発で掃滅することができるよう百発百中の砲射撃術を修得する⁴⁷⁾」ことも求められたことから、既に金日成期から小火器の射撃に加え、砲兵の射撃についても命中精度を求める姿勢が存在していたといえる。

これら、「名射手」、「名砲手」となることを求める訴えは、時代が変わり1975年2月の朝鮮労働党中央委員会第5期第10回総会での結語においても、人民軍全ての軍人が、①強靱な革命精神、②巧みな戦術、③鋼のような体力、④百発百中の射撃術を所有し、人民軍の隊内に⑤鉄の軍事規律を確立するべきであるとす

る「5大訓練方針」という基本教育の方針の4つ目として提示されていた⁴⁸⁾。

この「5大訓練方針」が成立した経緯は、北朝鮮側から明確に説明はされていないが、5大訓練方針の目的は、兵士が「一当百」（一人が百人と当たることができる戦闘能力）となることであると説明されていたことから⁴⁹⁾、主に個人の戦闘能力向上に資する施策と解釈することができ、1960年代後半に活発となった北朝鮮による韓国に対する遊撃戦闘（例えば韓国青瓦台襲撃事件）が思うように成果を上げられなかった中、1975年1月に和平協定が締結されたヴェトナム戦争における遊撃戦成功の刺激を受けて、個人の戦闘能力を高める施策として提示された可能性が高い⁵⁰⁾。

ただし、この「百発百中の射撃術」は、「いかなる目標であっても単発で掃滅することができる百発百中の射撃術を所有した名射手、名砲手として育てる」と説明されていたことから、単に小銃・拳銃の射撃だけでなく、砲兵の射撃についても包含した内容であった。

その後、金正日についても、例えば「火力服務訓練は、命中率を高めるところに基本を置き進行しなければならず、射撃速度を高めるところに重点を置けば、実戦では砲弾が浪費される」と述べていたことから、金正日も命中精度を重視する方針を継承していたといえる⁵¹⁾。

そして、「5大訓練方針」は、金正日期と金正恩期を通じて、訓練指導の際に恒常的に強調されていったことから⁵²⁾、その一要素である「百発百中の射撃術」も同様に、朝鮮人民軍が恒常的に重視すべき基本教育の重点の一つとして継承されていったといえる⁵³⁾。

この際、金日成が再度提示した「百発百中の射撃術」は、訓練の「方針」であったことから、その方針を具現して実行する権限と責任は軍部隊指揮官にあるため、方針の実行が不徹底となる恐れがあった。したがって、金正恩は、朝鮮戦争前から見られた「名射手」、「名砲手」となる訴えが、「百発百中の射撃術」として「5大訓練方針」に埋没しがちであった中、再度「名射手」、「名砲手」という用語を持ち出して、これらを「方針」から軍部隊に直接行動を促す軍人大衆の「運動」へと転換し、競技会等を行う実行施策へと発展させていったといえる。

そうであるならば、なぜ金正恩は、単なる方針から実行施策へと進化させ「名射手・名砲手」を育てる「運動」を創始する必要があったのであろうか。そこには、金正日期から継承した朝鮮人民軍の将兵の射撃能力と砲兵の射撃能力に対する不満があったといえる。

そもそも、金正恩が最初に「名射手運動」の推進を表明した際の視察部隊は、先述の通り2013年3月の「朝鮮人民軍第323軍部隊⁵⁴⁾」と「朝鮮人民軍第1973軍部隊⁵⁵⁾」であったが、いずれも射撃に関しては個人の高い練度が求められる特殊部隊であった。金正恩が、第1973軍部隊において突然射撃訓練を組織して射撃能力を検閲しただけではなく、射手が撃った「目標板」を用いて指導も行った理由は、精鋭の特殊部隊にもかかわらず射撃の練度が不十分であり、これに不満を感じたためであったことがうかがえる。

また、砲兵の射撃能力についても、金正恩は、2013年6月の「朝鮮人民軍第851軍部隊の砲射撃訓練」の視察において、火力訓練を集中的に実戦のような状況や最も極悪な条件で行うべきであり、形式主義的な訓練などを「絶対に」するべきではないなどの多くの問題点を提議し⁵⁶⁾、2014年4月の「朝鮮人民軍第681軍部隊管下砲兵区分隊砲射撃訓練」では、「機動展開時間を短縮し、戦闘射撃速度を高めるための訓練が良くできなかった」、「ここ区分隊と該当部隊の指揮官達の心は戦いの場を離れている」として、金正恩期の軍部隊視察では初めてとなる部隊に対する公開「叱責」を行い強い不満を漏らしていた⁵⁷⁾。

金正恩が砲射撃の理想としていた能力は、その後、同様の競技会に関する記事で説明されている砲射撃競

技の評価基準から、「高い命中精度で射撃できる能力」と「迅速な展開能力」であったが⁵⁸⁾、この時、金正恩が問題視していたのは後者であったといえる。

他方で金正恩は、命中精度についても、2015年12月の「朝鮮人民軍第4次砲兵大会」で、「試射なく単発で命中すること」を砲兵訓練で到達しなければならない基本目標として立てるなど、初弾の命中精度に異常なまでのこだわりを持っていた⁵⁹⁾。

その理由は、奇襲的に行われた延坪島砲撃に見られるように、質に勝る韓国側からの火砲等の撃ち返しによる損害を考えれば、北朝鮮による砲兵射撃の勝ち目は最初の奇襲的な第一撃にあるため、試射による企図の暴露よりも、事前の計算により必要な射撃諸元を把握した上で、不意的に行う射撃により奇襲効果を確保する射撃方法を重視していたからであったといえる。

このこだわりから見れば、そもそも金正恩が政権を継承する前の2010年11月に、延坪島砲撃事件で発射した約170発のうち、同島に着弾した弾が半数以下の約80発であった事実は⁶⁰⁾、同島が北朝鮮が用いた火砲の射程内であったと見積もられることを踏まえれば失敗であったといわざるを得ず、この砲撃を主導したと言われる金正恩にとって納得のいく成果であったかが疑わしい。

事実、金正恩が政権を継承した後の延坪島を模した島に対する2013年3月の実弾射撃訓練では、同島の韓国側の軍事指揮所、火器や戦車の陣地などの軍事施設を仮想した個別具体的な目標を定めて訓練をしていた一方で⁶¹⁾、2018年9月の南北首脳会談において金正恩が韓国側の文在寅大統領に「いつか延坪島を訪問し、砲撃事件で苦しんだ住民を慰労したい⁶²⁾」と漏らしていたことを考えれば、そもそも命中精度の観点で延坪島砲撃の成果について不満があり、特に砲撃の目標はあくまで軍事施設のみに限定したかった願望がうかがえる。

そもそも金正恩の陸上部隊に関する改革の焦点は、砲兵戦力の強化よりも、装備の車両化による機動力の強化（砲兵戦力の機動力強化や砲兵戦の規定・教範類の編纂も含む。）が部隊の編成・装備上の改革の焦点であったといえる⁶³⁾。加えて、健康上の理由もあり、金正恩が晩年の3年間で第一線部隊の視察をほとんど行わず、思想的な戦闘力強化の促進を目的としていたとはいえ、軍部隊視察の主体が軍人による公演観覧であった事実も⁶⁴⁾、金正恩が政権継承前から朝鮮人民軍の砲兵射撃能力向上について強く推進する必要性を感じさせた一因であったであろう。

以上のように、「名射手・名砲手運動」は、将兵の射撃能力及び砲兵部隊の射撃能力向上のための手段として発展していったといえるが、その源泉は、金日成が提示した「名射手」、「名砲手」となることの訴えまでさかのぼることができ、これに対して金正恩は、将兵個人及び砲兵部隊の射撃能力の実態からその向上の必要性を感じ、「百発百中の射撃術」などの金日成の訓練方針を単に継承するだけでなく「運動」という実行施策へ発展させていったといえる。

(2) 指揮官の統率能力向上に資する意義—指揮官の率先垂範能力向上—

なぜ「名射手運動」は、第一線部隊の兵士ではなく、主に指揮官や教員などの将校を対象として行われたのであろうか。そこには、金正恩の朝鮮人民軍指揮官クラスに求める統率観があったといえる。

金正恩は、2013年10月の「朝鮮人民軍第4次中隊長、中隊長政治指導員大会」において、「中隊長、中隊長政治指導員達が銃を良く撃ってこそ、軍人達を百発百中の名射手に育てることができる⁶⁵⁾」と述べ、2014年3月の「軍事学校教職員達の射撃競技」でも、「軍事教育機関の全ての教職員達から高い射撃術を持っていなければならない⁶⁶⁾」、同月の「軍種、軍団級単位指揮成員達の射撃競技」においても「指揮成員達から

名射手にならなければならない⁶⁷⁾」と述べ、軍人全体の射撃能力向上のためには、まず、それを指導する指揮官クラスの将校から射撃術を高めなければならないという考え方を繰り返し主張していた。

興味深いことに、金日成も朝鮮戦争前の1948年には、「戦士達を百発百中の名射手に育てるためには、まず指揮官達自身が名射手とならなければならない」と述べていた⁶⁸⁾。したがって、この指揮官に対して射撃に関する率先垂範を求める姿勢は、金正恩期になってから再度強調され始めたといえる。

その背景には、金正恩が抱く朝鮮人民軍の各級指揮官が持つべき統率に関する理想像があったといえる。例えば、同じ時期である2014年11月の「朝鮮人民軍第3次大隊長、大隊政治指導員大会」の演説において、金正恩は、「名将の下に弱兵はいない、軍人をトラに育てようとするれば、指揮官から頭が雷のように回り、軍事技術水準が高く、いかなる肉体的負担も良く勝ち抜いていけることができる野戦型の指揮官、現代戦の能手にならなければならない⁶⁹⁾」として、指揮官がまず模範となるべきことを強調し、このことは、あらゆる訓練の場で述べられていた。

したがって、金正恩が「名射手運動」の対象を「指揮成員達と軍人達⁷⁰⁾」に分けてとらえていた理由は、例え同じ射撃能力であっても、指揮官クラスに求める模範的で統率に資する意義と現場の軍人達に求める実戦的で戦闘に資する意義では、その意義が異なるためであったといえる。

そもそも同じ時期、このような金正恩の指揮官の率先垂範という統率観は、射撃以外の分野においても求められていた。海軍においては、東西艦隊のすべての指揮官を集めた5kmの海上遠泳という「朝鮮人民軍海軍指揮成員達の水泳能力判定訓練」(2014年7月)を行い⁷¹⁾、航空軍の師団長、旅団長及び連隊長等に対しては「朝鮮人民軍航空及び反航空軍飛行指揮成員達の戦闘飛行術競技大会」(2014年6月)に参加させ自ら航空機を操縦させ⁷²⁾、陸軍においては「西部戦線機械化打撃集団装甲歩兵区分隊達の冬季渡河攻撃演習」(2015年1月)において、朝鮮人民軍総政治局長と人民武力部長を戦闘装甲車両と自走砲に乗車させ渡河戦闘を指揮させていた⁷³⁾。

金正恩は、このような徹底した指揮官訓練を行う理由を、「(突撃前へ!ではなく⁷⁴⁾ 指揮官の《自分に続いて前へ!》の号令が戦闘訓練場で高く上がらなければならない」として説明し、一貫して指揮官の率先垂範を繰り返し強調していた⁷⁵⁾。

したがって、指揮官の率先垂範能力向上、すなわち指揮官の統率能力向上は、射撃能力以外にも各軍種において求められており、むしろ、指揮官の射撃能力向上は、指揮官の統率能力向上施策の一部であったという見方ができるといえる。

(3) 将兵の士気高揚に資する意義—将兵に対する目標と誇りの付与—

なぜ「名砲手運動」において金正恩自らの現場部隊に対する褒章などが必要とされたのであろうか。そこには、将兵に対する目標と誇りの付与による士気高揚に資する意義があったといえる。

金正恩は、名砲手運動創始期から軍部隊視察において、「平時に『一当百』名砲手運動を力強く広げ、怨讐達との決戦で敵艦船を水葬して必ず英雄砲兵になりなさい⁷⁶⁾」と述べ、砲兵射撃能力向上の目的が単なる戦闘の成功だけではなく、朝鮮人民軍の英雄となることにつながる意義を強調していた。

また、2015年1月の「前線軍団第1梯隊歩兵師団直属区分隊の非反衝砲射撃競技大会」では、金正恩自ら名砲手賞状、名砲手メダル、名砲手徽章を授与しつつ、「2015年初の名砲手達は、(中略)《近衛部隊自慢歌》を矜持高く歌い、部隊に堂々と帰ることができるようになった⁷⁷⁾」として、射撃能力向上を評価するよりも、むしろ、名砲手として褒賞された榮譽をほめたたえていた。

そもそも、競技会を練度向上の手段として活用して、その優秀者、優秀部隊を褒賞する訓練指導法は、一般的に西側諸国の軍隊では多用されるが、北朝鮮においても金正恩が多用する訓練指導法であったといえる。金正恩期の主要な軍関連の競技会は、公開されているものだけでも次のようなものがあった。(表2⁷⁸⁾)

表2 金正恩期の軍競技会 (2012年～2023年)

軍種等	競技会名称
陸軍	<ul style="list-style-type: none"> ・「前線軍団第1梯隊歩兵師団直属区分隊の非反衝砲射撃競技大会」(2015年1月◎) ・「朝鮮人民軍戦車兵競技大会」(2016年3月○、2017年4月○) ・「朝鮮人民軍大連合部隊の砲射撃競技」(2016年1月○) ・「朝鮮人民軍大連合部隊別女性放射砲兵射撃競技」(2016年11月○) ・「朝鮮人民軍大連合部隊放射砲兵中隊射撃競技」(2016年12月○) ・「朝鮮人民軍第7軍団と第9軍団管下砲兵部隊達の砲射撃対抗競技」(2020年3月○) ・「朝鮮人民軍西部戦線大連合部隊の砲射撃対抗競技(3・4・8軍団)」(2020年3月○)
航空軍	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝鮮人民軍航空及び反航空軍飛行指揮成員達の戦闘飛行術競技大会」(2014年6月◎、2015年7月△、2016年12月○、2017年6月○、2019年11月○)
特殊部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝鮮人民軍特殊作戦部隊降下及び対象物打撃競技大会」(2017年4月◎) ・「島占領のための朝鮮人民軍特殊作戦部隊の対象物打撃競技」(2017年8月○)
軍種統合活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「軍種、軍団級単位指揮成員達の射撃競技」(2014年3月△) ・「高射砲兵射撃競技」(2015年6月○)
備考	()内の◎は金正恩が自ら褒賞を行った競技、○は金正恩が立会いの下褒賞を行った競技、△は金正恩の参加が不明

確かに、競技会形式を多用した練度向上と最高司令官からの直接的な褒賞の授与は、1960年代後半の金日成期に見られた訓練指導法であった⁷⁹⁾。しかし、金正日期には見られなかったことから金正恩期に入って再度多用されたものといえる。

これら競技会のうち、金正恩が自ら褒賞を行った競技会あるいは立会いの下で褒賞を行った競技会は、陸軍では「前線軍団第1梯隊歩兵師団直属区分隊の非反衝砲射撃競技大会」、航空軍では「朝鮮人民軍航空及び反航空軍飛行指揮成員達の戦闘飛行術競技大会」、特殊部隊では「朝鮮人民軍特殊作戦部隊降下及び対象物打撃競技大会」などがあり、特に初めて軍種で行う競技会においては、金正恩が直接褒賞を行うことが着意されていた。

ただし、砲兵に関する競技会で特筆すべきは、部隊には名砲手賞状、個人には名砲手メダル、名砲手徽章などの目に見える褒賞を複数種類準備し授与していた点であり、時にはその功績を更にほめたたえるため、金正恩自ら「大隊の驚くべき戦闘力に感服した。大いに満足し特別感謝を与える。金正恩、2020.3.20」などと親筆による感服と感謝を表すコメントを賞状に書き添え、その賞状を新聞記事において写真で紹介する場合もあった⁸⁰⁾。したがって、特に砲兵に関しては褒賞内容も公開し、将兵に対して特に名誉を与えることが着意されていたといえる。

これは、同じ時期、金正恩が航空軍の第一線部隊航空操縦手に対しても食事、昇任、家族への配慮を格別に処置していたことを考えれば⁸¹⁾、指揮官の統率能力向上施策と同様に、各軍種共通に行われていた士気高揚施策の一つであったといえる。

この際、砲兵に対して褒章が特に着意された背景には、金正恩が「名射手・名砲手運動」創始期に「砲兵を名砲手にすることは延ばすことができない戦闘課業」と述べていたように⁸²⁾、練度向上の緊急性があったためであるといえ、さらに2014年の砲兵部隊に対する公開「叱責」は、航空軍の操縦手への厚遇とは対照的に受け止められ、一定の落胆を感じたであろう砲兵部隊に対して士気高揚に着意すべき余地が多くあったものと考えられる⁸³⁾。

これら競技会を活用した練成方式は、金正恩が戦車兵競技会の視察において「戦闘的士気と訓練に対する欲望、能力を高めるため良い訓練方法である⁸⁴⁾」と述べているように、競技会形式により訓練意欲を高め、効果的に個人の戦技能力、部隊の戦闘能力を向上させる狙いがあったといえる。

したがって、「名砲手運動」における褒賞は、あらゆる砲兵等部隊を対象にして、練成に成果があれば公平に評価されるという場を与えて明確な目標を付与するとともに、国家指導者あるいはその立ち合いによる褒賞という最上位の名誉を与えて誇りを付与し、これらにより訓練意欲を高め将兵の士気を高揚させる取り組みであったといえる。

(4) 火力戦法全体の強化に資する意義—精密射撃・打撃能力向上の一翼—

そもそも技術に立脚した精密打撃能力が強化され始めていたにもかかわらず、なぜ「名射手・名砲手運動」という人的練度に依存する運動も推進され、特に盲点のないあらゆる火器・部隊等で推進していく必要があったのであろうか。

「名射手・名砲手運動」が2013年2月頃に創始され、翌年の2014年1月の「新年辞」において成立して以降、拳銃・小銃・火砲等の射撃競技会が進行していく一方で、金正恩は、2014年6月に「超精密化された戦術誘導弾試験発射」を公開指導し⁸⁵⁾、戦術ミサイル武器をさらに多く開発していくことも明言していた。

そして2015年以降、金正恩は、「新型反艦船ロケット試験発射⁸⁶⁾」(2015年2月)、「戦略潜水艦弾道弾水中試験発射⁸⁷⁾」(2015年5月)、「反戦車誘導武器試験射撃⁸⁸⁾」(2016年2月)、「新型の反航空要撃誘導武器体系の試験射撃⁸⁹⁾」(2016年4月)などを指導し、対海上・対陸上(対戦車含む)・対空などの盲点のない戦術ミサイル武器開発を行いつつ、2016年3月には、火砲というよりはもはや戦術ミサイルとして分類すべき「新型大口径放射砲試験射撃」(誘導弾を使用可能な300mm多連装ロケット砲)を指導し、この成功により「南朝鮮作戦地帯内の主要打撃対象を射程圏内に置いた⁹⁰⁾」ことを明言した。

そもそも「名射手運動」の創始は、これを言及した2013年3月頃とみなすことができるが、その着想はさらにさかのぼり、金正恩が2012年1月に北方のある部隊を現地指導した際に言及し、その後、広がった運動であると言われている⁹¹⁾。したがって、この時期が「名射手運動」の創始に先立つ萌芽であったといえる。

他方で、「南朝鮮作戦地帯内の主要打撃対象を射程圏内に置いた」とした「新型大口径放射砲試験射撃」(2016年3月)も、その4年前の2012年に金正恩が直接発起して開発を開始していたことを考えれば⁹²⁾、金正恩が2011年末に政権を継承した時期に、「名射手運動」と各種ミサイル開発が同時に着想されていたことになる。

これらの意味で、金正恩は拳銃・自動小銃・火砲の人的な練度向上、すなわち「名射手・名砲手運動」と技術に立脚した戦術ミサイルの開発を、同じ火力発揮手段として同じ時期に着想し、精密射撃・打撃能力向上として、その能力向上を同時に模索していたといえる。

その背景には、2010年の延坪島砲撃事件における低い命中率、すなわち170発中80発という同島への着弾率もさることながら、着弾した弾薬のうち20発が不発弾であったことに対する不満⁹³⁾、換言すれば、砲

兵の射撃練度だけではなく火砲や弾薬の技術的信頼性に対する不満もうかがえ、これらのことが政権継承後の金正恩に両者の能力向上を同時に模索させた原因という推測も成り立つであろう。

その後、興味深いことに金正恩は、これら二つの能力向上を同質の火力発揮能力向上の施策ととらえていった。金正恩は、2017年5月の「精密操縦誘導体系を導入した弾道ロケット試験発射」を指導した際に、「この弾道ロケットは、まるで名射手が狙撃銃で目標を当てたようである⁹⁴⁾」として、名射手による射撃の延長線上に弾道ミサイルによる打撃をとらえて、両者が火力の発揮という意味では同質のものであるという捉え方をしていた。

加えて、2019年5月の「東部戦線防衛部隊の火力打撃訓練」は、「名射手・名砲手運動」をさらに推進する目的で行われたが、訓練対象となった火器は、大口径長距離放射砲（240mm多連装ロケット砲）だけではなく戦術ミサイルも参加していたことから、「名射手・名砲手運動」に、もはや人的練度に依存する火砲と技術に立脚した戦術ミサイルに区別がない捉え方をしていたといえる⁹⁵⁾。

確かに、命中精度の観点では、多連装ロケット砲は基本的に人的練度に依存し、戦術ミサイル武器は技術に依存する火器であるものの、両者は隠蔽された位置から部隊行動によって迅速に射撃陣地に進出し、射撃を行った後は敵からの撃ち返し火力を避けるため迅速に退避する能力が求められる意味では、同じように人的練度に依存する運用上の特性がある。このことを考えれば、両者が「名砲手運動」の対象としてみなされることは不自然とはいえない。

したがって、砲身砲の射撃競技大会も小銃のような「狙撃のように命中した点数による評価方法で進行」され、既に「名射手運動」と「名砲手運動」が同質のものとしてとらえられていた中で⁹⁶⁾、「名射手・名砲手運動」における多連装ロケット砲と戦術ミサイルも、同じ火力装備体系として同質のものとして扱われていったといえる。

他方、金正恩期に入り核・ミサイル開発も同時に推進されていった。そもそも核・ミサイル開発は、金正日時期に2回の核実験と共に「スカッド型」や「ノドン型」などの核兵器の運搬手段の開発も行われており、金正恩もこの核・ミサイル開発を継承し、政権を継承した約3か月後の2012年4月の憲法改正では「核保有国」であることが明記された。その後、2013年には2月に3回目の核実験を行い、3月の朝鮮労働党中央委員会総会では「経済建設と核武力建設の並進路線」を採択していた⁹⁷⁾。

ただし、金正恩時期の核・ミサイル開発、特に戦略ミサイル武器開発は、政権継承後から間を置き、約4年後の2016年頃から主に「北極星型」や「火星型」などを通じて本格化していった⁹⁸⁾。その結果、2017年5月の「地上対地上中長距離戦略弾道ロケット<<火星-12>>型試験発射」では、米国の「ハワイとアラスカを射程圏内に置いた」ことを確認し⁹⁹⁾、同年7月の「大陸間弾道ロケット<<火星-14>>型試験発射」では、「米本土全域を射程圏内に置いた」ことを確認した¹⁰⁰⁾。その後、同年11月の「大陸間弾道ロケット<<火星-15>>型試験発射」においては国家核武力の完成を宣言した¹⁰¹⁾。(表3)

表3 核及び戦術・戦略ミサイル武器開発の進行過程（金正恩期）

時期	内容	意義
2012年12月	人工衛星《光明星-3》号2号機発射	核・ミサイル開発の継承
2013年2月	第3回核実験	
2013年3月	朝鮮労働党中央委員会総会で「経済建設と核武力建設の並進路線」採択	核・ミサイル開発加速化の宣言
2014年6月	「超精密化された戦術誘導弾試験発射」	戦術ミサイル武器開発
2015年2月	「新型反艦船ロケット試験発射」	
2015年5月	「戦略潜水艦弾道弾水中試験発射」	
2016年1月	第4回核実験	
2016年2月	「反戦車誘導武器試験射撃」	
2016年3月	「新型大口径放射砲試験射撃」（300mm多連装ロケット砲、最大射程200km）	
2016年4月	「新型の反航空要撃誘導武器体系の試験射撃」	戦略ミサイル武器開発
2016年6月	「地上対地上中長距離戦略弾道ロケット《火星-10》型試験発射」	
2016年9月	第5回核実験	
2017年2月	「地上対地上中長距離戦略弾道弾《北極星-2》型試験発射」	
2017年5月	「地上対地上中長距離戦略弾道ロケット《火星-12》型試験発射」	
2017年7月	「大陸間弾道ロケット《火星-14》型試験発射」	
2017年9月	第6回核実験	国家核武力の完成
2017年11月	「大陸間弾道ロケット《火星-15》型試験発射」	

表3のように時系列で確認すると、戦術ミサイル武器開発と戦略ミサイル武器開発は、前者の開発が軌道に乗った2016年頃から後者の開発が本格的に開始されたことがわかる。したがって、この意味で両者の開発は同時並行的に推進されていったとは言えない。

しかし、「新型大口径放射砲試験射撃」（誘導弾を使用可能な300mm多連装ロケット砲）の戦術ミサイル武器開発をもって「南朝鮮作戦地帯内の主要打撃対象が射程圏内」になったことを明示した後、「火星型」の戦略ミサイル武器開発をもって当初「ハワイとアラスカが射程圏内」となり、じ後、「米本土全域が射程圏内」となったことを明示したことを考えれば、戦術ミサイル武器と戦略ミサイル武器は射程を延伸する形で段階

的に開発が推進されており、この意味では計画性をもって一体的に開発が推進されていった可能性がある。

火砲等の練度向上と戦術・戦略ミサイル開発が一体的に推進されたとしても、これらの火力にはそれぞれ役割があることから運用も一体的になされるとは限らない。しかし、それぞれの役割があるからこそ、それぞれが火力戦法全体の一部を担っているという見方はできる。

事実、それまでの火砲の練成成果や戦術・戦略ミサイル武器開発の成果を確認するかのようにより、2022年9月25日から10月9日にかけて、米韓軍の軍事演習に対して警告を送るために砲身砲、放射砲（240mm及び600mm多連装ロケット砲）、戦術ミサイル、戦略ミサイル等が一連の流れで発射され、これらの目標が南朝鮮作戦地帯内の飛行場、軍事指揮施設、港湾さらには太平洋上にあることが同時に明示された¹⁰²⁾。

振り返ってみれば、金正恩が不満を抱いた可能性がある延坪島砲撃において使用された2種類の火器、すなわち「砲身砲（砲撃当時は76.2mm海岸砲が主体とされる。）」と「放射砲（砲撃当時は122mm多連装ロケット砲が主体とされる。）」について¹⁰³⁾、前者は練度が向上し、後者に至っては、当時はなかった射程と打撃力が強化された300mm・600mmの多連装ロケット砲が誘導弾付きで開発されたことになる。

以上のように、戦術ミサイル武器の開発という精密打撃能力の強化と並行して、「名射手・名砲手運動」も推進されていった理由は、それらが技術と人的練度という異なる特性がありながらも、金正恩が火力発揮手段としては同質かつ同等のものとしてとらえ、戦場の第一線から南朝鮮作戦地帯内の精密射撃・打撃能力を盲点が生じないよう一体的に向上されていったためであったと言える。

そして、これらが最終的には米本土まで射程に収める核兵器と戦略ミサイル武器の開発と呼応するように推進され示威されていったことを考えれば、「名射手・名砲手運動」は、戦術・戦略ミサイル武器と共に精密射撃・打撃能力向上の一翼を担う意味で火力戦法全体の強化に資する意義があったといえる。

(5) 小括

「名射手・名砲手運動」は、確かに金日成時期からの訓練指導の継承発展という意味では、射撃の訓練練度向上に資する意義があったと言える。しかし、それ以外にも、指揮官の率先垂範能力向上を図り指揮官の統率能力向上に資する意義、将兵に対して目標と誇りを付与し将兵の士気高揚に資する意義、精密射撃・打撃能力向上の一翼を担う意味では火力戦法全体の向上に資する意義があったことを明らかにすることができた。

つまり、この運動は、当面の射撃練度向上という戦術的意義とともに、指揮官の統率能力向上、将兵の士気高揚という人事施策的意義、火力戦法全体の強化という作戦戦略的意義という次元が異なる複数の意義を有する運動であったといえる。

では最後に、なぜ、「名射手・名砲手運動」には、訓練練度向上以外にも多くの意義が込められたのであろうか。まず、指揮官の統率能力向上施策、すなわち指揮官の率先垂範は、朝鮮人民軍創設前から、その前身である保安幹部訓練部隊に対して「部隊に厳格な規律と秩序を確立する上で、指揮官が『以身作則』（身を持って範を示す）することは極めて重要¹⁰⁴⁾」であることが金日成の演説などにより述べられ、射撃に関する将校の率先垂範も主張されていた¹⁰⁵⁾。しかし、金正恩期には、金日成の遺訓という形以外では、このような指揮官の率先垂範は強調されず、金正恩期に入り陸軍・海軍・航空軍の高級指揮官に対して射撃術以外でも率先垂範を促していたことを考えれば、金正恩期に入ってから再度強調された施策であったといえる。

また、将兵の士気高揚施策、すなわち競技会を多用した訓練やその成果に対する褒賞は、金日成期には見られたが、金正恩期にはあまり見られなかったことから、金正恩期に入ってから再度多用され始めた訓練指

導法であり、同じ時期、航空軍の航空操縦士に対しても手厚い待遇を行ったことを考えれば、これも金正恩期に入ってから強調された施策であったといえる。

更に、火力戦法全体の強化施策、すなわち拳銃・小銃から戦術・戦略ミサイルに至るまでのあらゆる精密射撃・打撃能力向上は、金正日が陸軍部隊の機械化など機動部隊の能力向上を重視していたことは対照的であり、金正恩期に入ってから見られ始めたことから、これもやはり金正恩期に入ってから強調された施策であったといえる。

したがって、「名射手・名砲手運動」について、訓練練度向上に資する意義が金正恩の射撃・打撃訓練練度の不満に起因していたことと同様に、その他の意義も金正恩期に入り初めて強調されたこととらえることができるならば、これらの意義は、金正恩が政権継承後に行った軍改革の一部であったとして解釈することができる。

おわりに

本稿は、「名射手・名砲手運動」には、どのような意義が込められていたのだろうかという問いを立てて分析を行った。

その結果、第一に、「名射手・名砲手運動」は、2013年に創始され、2014年の「新年辞」において明文化され、競技会や現地視察における褒賞等を通じて推進され、2021年の朝鮮労働党規約改定で党の事業の一つとして位置づけられていったことがわかった。これにより、これまで先行研究では検討されていなかった「名射手・名砲手運動」が創始・成立し、実践・定式化されていった経緯について明らかにすることができた。

第二に、これらの経緯から、「名射手・名砲手運動」には、将兵の基礎動作と部隊の基本的行動を徹底するという射撃の訓練練度向上に資する意義だけではなく、指揮官の率先垂範能力向上を図り指揮官の統率能力向上に資する意義、将兵に対して目標と誇りを付与し将兵の士気高揚に資する意義、精密射撃・打撃能力向上の一翼を担い火力戦法全体の強化に資する意義があったことを明らかにすることができた。

第三に、「名射手・名砲手運動」にこのような多くの意義が込められた理由は、金正恩が政権継承後に朝鮮人民軍に求めた軍改革の一つであったと解釈することができるためであることがわかった。

これらにより、当初の出発点となった問題認識、すなわち、そもそも北朝鮮では金正恩政権発足以降、核・ミサイル装備などの開発が重視され、技術に立脚した精密打撃能力が強化され始めていたにもかかわらず、なぜ不安定な人的練度に依存する将兵個人や砲兵部隊の射撃能力向上も同時に追及されていったのであろうかについては、その理由が射撃能力向上と戦術・戦略ミサイル武器の開発がそれぞれの役割を持ちながら一体的に推進されていたためであったことがわかった。

ただし、本稿は、次のような課題もある。第一に、金正恩が行った軍改革の全体像からこの運動の意義を分析する必要性である。「名射手・名砲手運動」には多くの意義が込められたが、その背景には、後継者としての準備期間が比較的短かった2011年末に、突然政権を継承することとなった金正恩が行わざるを得なかった大胆な軍改革という文脈が見え隠れする。本稿は、「名射手・名砲手運動」の解釈について、まず経緯を把握したうえで論点を抽出し、そこから意義を見出す帰納的手法をとったが、そもそも、金正恩が政権を継承した以降、いかなる軍改革を行ったのかという視点から網羅的に分析し、各軍種・兵種の一つとして砲兵に関する編成・装備、運用に関する変化を分析することで、より漏れのない包括的な分析が可能になるといえる。

第二に、金正恩が主張する「人民大衆第一主義」から「名射手・名砲手運動」を分析する必要性である。「名射手・名砲手運動」は、2021年1月の朝鮮労働党第8次大会で改定された党規約に、「呉仲治7連隊称号獲得運動」、「近衛部隊運動」と共に、朝鮮人民軍内の各級党組織が行う事業として位置づけられ定式化されることとなった。これは、金正恩が金正日期の「先軍政治」から離脱し「人民大衆第一主義」を進める中で、この運動をその大衆運動の一つとして位置付けるものであった。

そうであるとするならば、「名射手・名砲手運動」は、金正恩が主張する人民大衆第一主義実現の有力な手段の一つという位置づけとなる。この点において「名射手・名砲手運動」には、どのような意義が込められていたのかを明らかにすることは、「人民大衆第一主義」の性格を把握するうえで意義のある分析であり、この点で分析を深める余地があるといえる。

第三に、金正恩の砲兵重視思想を踏まえれば、北朝鮮の作戦ドクトリンに変化が生じたのではないかという分析を行う必要性である。そもそも金正日の軍改革上の功績の一つは部隊の機械化であり、どちらかといえば砲兵よりは戦車部隊等の機動部隊の訓練指導を重視していた。しかし、金正恩は、機動部隊の訓練指導は優先順位を落とす一方で砲兵運用を重視し、砲兵運用については機動部隊の火力支援ではなく、延坪島などの西海五島を中心に島嶼部に火力を指向する独立的な砲兵運用を重視する姿勢を見せており、これがまさに「主体的な砲兵戦法」ではないのかという推論もできる。

このことは、重視する作戦運用が、韓国に対する機動部隊による内陸部の電撃侵攻よりも、短距離の火砲、中長距離の戦術・戦略ミサイルなどあらゆる火力を活用した韓国、在韓・在日米軍基地、米本土に対する火力指向にあると解釈することもできることから、「名射手・名砲手運動」も含めて北朝鮮の作戦ドクトリンに変化が生じたのではないかという視点で分析を深める意義があるといえる。

注

- 1) このように、国家指導者が軍部隊等の教育訓練の細部について指導を行うことは、西側諸国にとっては不自然に感じられるが、北朝鮮においては、絶対的地位にある国家指導者が政治・経済・軍事などあらゆる分野で、現地指導等の場において「教示」を与えて、直接的な指導等を行うことは金日成期から一般的となっている。
- 2) 2009年10月5日の毎日新聞記事において、金正恩が後継者として報道される頃『尊敬する金正雲大将同志の偉大性教養資料』が配布されたことが報道され、その全訳が毎日新聞ネット版で掲載された。その中で金正恩は、「砲兵分野に非常に明るく」、「数発の銃弾を一つの穴に通過させる非凡な射撃方法を持っている」と紹介されている。
<https://www.dailynk.com/%EB%A7%88%EC%9D%B4%EB%8B%88%EC%B9%98-%EB%B3%B4%EB%8F%84-3%EB%82%A8-%EA%B9%80%EC%A0%95%EC%9D%80-%EC%9A%B0%EC%83%81%ED%99%94-%EA%B0%95/>。
- 3) 2012年2月16日『労働新聞』において、インド主体思想国際研究所理事長名の記事の中で「金正恩領導者の非凡な知力と領軍術により敵の挑発は挫折に会い延坪島は火の海となった」という内容が紹介され、これをもって延坪島砲撃の首謀者を金正恩とする報道が韓国で見られた。『労働新聞』2012年2月16日。
- 4) 本稿では、火器の種類に関する混乱を避けるため、拳銃・自動小銃・火砲などの個人・部隊の練度に依存する火器についての火力発揮を「射撃」と呼称し、ミサイルなどの戦術誘導武器・戦略誘導武器の火力発揮を「打撃」として区分する。
- 5) 数少ない論稿の中で、チョン・ホンヨンは、北朝鮮の火力による戦法について、近年、北朝鮮が自走砲などの砲身砲よりも放射砲（多連装ロケット砲）の大口径化、弾頭の誘導化に努力してきたとする装備上の変化に言及している。チョン・ホンヨン「北韓の新型ミサイル及び砲兵戦略評価」『月刊北韓』北韓研究所、2023年5月、44-45頁。
- 6) 「名射手・名砲手運動」に関する報道は、例えば「今月に入り既に3回目、北金正恩軍射撃競技観覧訪れた理由は？」『ヘラルド経済』2014年3月19日、<https://biz.heraldcorp.com/military/view.php?ud=20140319000422&cpv=1>、情勢報告は、例えば『週刊統一情勢』統一研究院、2015-2。
- 7) 『労働新聞』2013年2月21日。
- 8) 『労働新聞』2013年3月24日。
- 9) 同上。
- 10) 同上。
- 11) 北朝鮮では、大隊長・中隊長等の軍部隊指揮官や軍部隊政治指導員を集めて、討議・報告等を行う指揮官大会が、金日成期から多く行われており、この第4次中隊長、中隊長政治指導員大会もその一つとなる。『労働新聞』2013年10月30日。
- 12) この時視察した火砲は、北朝鮮国産の170mm砲と考えられる。ステイン・ミツアール他著、宮永忠将和訳版監修『朝鮮民主主義人民共和国の陸海空軍』大日本絵画、2021年、63頁；『労働新聞』2013年3月12日。
- 13) 西部戦線の4か所は、第403軍部隊、第688軍部隊、チョド防御隊、チャンジェド防御隊、ムド防御隊であった。『労働新聞』2012年2月26日；『労働新聞』2012年3月10日；『労働新聞』2012年8月18日。
- 14) 東部戦線の3か所は、リョド防御隊、第313大連合部隊、第318軍部隊であった。『労働新聞』2012年4月5日；『労働新聞』2012年8月28日；『労働新聞』2012年8月29日。
- 15) 『労働新聞』2012年12月4日。
- 16) 『労働新聞』2012年2月26日。
- 17) 『労働新聞』2013年10月30日。
- 18) 『労働新聞』2014年1月1日。
- 19) 『労働新聞』2014年3月12日。
- 20) 『労働新聞』2014年3月17日。
- 21) 『労働新聞』2014年3月19日。
- 22) 『労働新聞』2014年7月1日。
- 23) この時に表彰を受けた砲種は130mm沿岸砲と考えられる。ミツアール他著『朝鮮民主主義人民共和国の陸海空軍』153頁；『労働新聞』2014年7月7日。
- 24) 『労働新聞』2014年11月5日。
- 25) 『労働新聞』2013年3月12日。
- 26) 例えば、「名砲手運動」を強調した軍部隊視察には、107mm多連装ロケット砲を装備する第851軍部隊管下女性放射砲区分隊砲射撃訓練視察などがあつた。『労働新聞』2014年4月24日。
- 27) 『労働新聞』2015年1月7日。

- 28) 実際、この競技会における目標距離は 1,500m であった。同上。
- 29) 『労働新聞』2016 年 1 月 5 日；『労働新聞』2016 年 11 月 19 日；『労働新聞』2016 年 12 月 21 日。
- 30) 『労働新聞』2015 年 6 月 18 日；『労働新聞』2020 年 4 月 10 日。
- 31) 『労働新聞』2015 年 1 月 1 日。
- 32) 『労働新聞』2014 年 12 月 30 日。
- 33) 競技会 2 回については、西海岸に接する第 3・4・8 軍団、東海岸に接する第 7・9 軍団の砲撃競技であった。『労働新聞』2020 年 2 月 29 日；『労働新聞』2020 年 3 月 3 日；『労働新聞』2020 年 3 月 10 日；『労働新聞』2020 年 3 月 13 日；『労働新聞』2020 年 3 月 21 日；『労働新聞』2020 年 4 月 10 日。
- 34) 『労働新聞』2020 年 3 月 10 日。
- 35) 『労働新聞』2020 年 3 月 13 日。
- 36) 「朝鮮労働党規約 (2021.1)」『北韓法令集上』韓国国家情報院、2022 年 10 月、68 頁。
- 37) 『労働新聞』2018 年 9 月 20 日。
- 38) むしろ、2019 年の第 2 回米朝首脳会談の決裂以降、砲兵力量を強化するための措置が一層集中されていたととらえる論考もある。イ・ホリョン「北韓党創建 75 周年閲兵式を通じ現われた北韓軍の政策と位相」『月間 KIMA (33 号)』韓国軍事問題研究院、2020 年 11 月。
- 39) 『労働新聞』2017 年 11 月 29 日。
- 40) 表に記載する行事等は、「名射手・名砲手運動」に関する初の説明、記載、褒賞などの重要結節及び射撃に関する競技会を記載した。
- 41) 『労働新聞』2015 年 12 月 5 日。
- 42) 例えば陸軍部隊の視察について、金正日期の最後の 3 年間は砲兵部隊の視察が 10% 程度であったことに対し、金正恩期の最初の 6 年間は砲兵部隊の視察が 40% へ増加していたことに象徴される。これは『労働新聞』に関する筆者の 2009 年～2017 年の軍部隊視察の統計分析による。また、金正日の軍改革上の功績の一つは、陸軍部隊の機械化であり、このことは、金正日が「歩兵の打撃力と機動力を高め、砲の自行化（自走化）を実現した」として北朝鮮書籍でも紹介されている。『嚮導の太陽金正日將軍』平壤出版社、1995 年、374 頁。
- 43) 火砲の 500 門増加は、ミリタリーバランスの 2012 年版と 2022 年版を比較したもの。The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2012, Routledge, March 6, 2012, p. 257; The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2024, Routledge, February 13, 2024, p. 282, ただし、韓国の国防白書では、同じ期間に戦車は 100 両増加し火砲は 900 門増加したとしている。『2012 年国防白書』大韓民国国防部、2012 年、289 頁；『2022 国防白書』大韓民国国防部、2023 年 2 月、334 頁。
- 44) 金日成「保安幹部訓練所の当面課題－保安幹部訓練所第 2 所軍官会議で行った演説－ (1947 年 1 月 15 日)」『金日成著作集 3』朝鮮労働党出版社、1979 年、24 頁。
- 45) 同上。
- 46) 金日成「軍人達を百戦百勝の名砲手に育てよう－朝鮮人民軍第 395 軍部隊砲兵区分隊軍官達の前で行った演説－ (1948 年 2 月 20 日)」『金日成著作集 4』朝鮮労働党出版社、1979 年、127 - 128 頁。
- 47) 同上。
- 48) 金日成「党、政権機関、人民軍をさらに強化し、社会主義大建設をりっぱにおこなって革命的大事業を成功裏に迎えよう－朝鮮労働党中央委員会第五期第十回総会での結語－ (1975 年 11 月 17 日)」『金日成著作集 30』外国文出版社、1987 年。
- 49) 例えば、『労働新聞』2012 年 2 月 26 日。
- 50) 金日成は、当時、ヴェトナム戦争と朝鮮半島における遊撃戦に関して作戦連携上の関連性は明言していないが、少なくとも「革命思想が同じなので行動でも共通性があらわれるのです」として両者の同質性を指摘していた。金日成「青年は朝鮮革命の最終的勝利のために経済建設と国防建設のすべての分野で先鋒隊となろう」『金日成著作集 22』外国文出版社、1985 年、161 頁。
- 51) 金正日「中隊長達の役割を高め人民軍隊の中隊強化で新しい転換を成し遂げよう－朝鮮人民軍指揮成員達、模範的な中隊長達と行った談話－ (1999 年 3 月 1 日)」『金正日選集 19』朝鮮労働党出版社、2013 年、474 頁。
- 52) 5 大訓練方針等を強調した軍部隊視察の記事は金正恩政権継承直後から見られていた。『労働新聞』2012 年 2 月 26 日。
- 53) 『偉大な首領金日成同志の不滅の革命業績 9 主体型の革命武力建設』朝鮮労働党出版社、1998 年、398 - 399 頁。
- 54) 第 323 軍部隊は、韓国の報道で航空軍特殊部隊である「航空狙撃旅団」であることが知られている、「北金

- 正恩、核実験後最初に軍部隊訪問理由は」連合ニュース、2013年2月21日、<https://www.yna.co.kr/view/AKR20130221066600014>。
- 55) 第1973軍部隊は、韓国の報道で陸軍特殊部隊である第11軍団隷下の部隊であることが知られている、「金正恩、人民軍1973軍部隊傘下大隊視察」連合ニュース、2013年3月24日、<https://www.yna.co.kr/view/PYH20130324013300013>。
- 56) 『労働新聞』2013年7月1日。
- 57) この記事は、労働新聞に掲載された軍部隊視察の記事の中で、視察が多かった2012年から2017年の6年間で、金正恩が行った唯一の「叱責」を掲載した記事であり、上級部隊の東部戦線第1軍団長が一階級降格、4月25日付で関連部隊が解散され幹部167人が降格させられたと言われている。統一ニュース2014年11月4日、<https://www.tongilnews.com/news/articleView.html?idxno=109622>；『労働新聞』2014年4月26日。
- 58) 当時の砲射撃競技の基準は、目標板に命中させた「射撃成績」と「火力任務遂行にかかる時間」であった。『労働新聞』2016年1月5日。
- 59) 同上。なお、このことは、人民武力部に対する演説の中でも金正恩が強調した。『労働新聞』2016年1月10日。
- 60) 「国防部“北韓170余発砲撃…80余発が延坪島に落ちた”」『朝鮮日報』2010年11月24日、https://www.chosun.com/site/data/html_dir/2010/11/24/2010112400667.html。
- 61) この実弾射撃訓練においては、延坪島西防衛部隊本部、第6海兵旅団本部、ハーブーンミサイル発射基地、90mm戦車砲陣地、155mm自走砲中隊、電波探知機哨所、130mm多連装ロケット砲陣地を模した軍事目標が定められた。『労働新聞』2013年3月14日。
- 62) 文在寅『辺境から中心へ－文在寅回顧録：外交安保編』キムヨン社、2024年5月、294頁。
- 63) 『嚮導の太陽金正日将軍』374頁；『労働新聞』1992年10月29日。
- 64) 金正日が晩年の3年間で行った軍公開活動のうち、最も多かったものは軍人による舞台公演観覧であった。他方、軍部隊視察は近傍でかつ限定的に行われた。
- 65) 『労働新聞』2013年10月30日。
- 66) 『労働新聞』2014年3月12日。
- 67) 『労働新聞』2014年3月17日。
- 68) 金日成「軍官達は部隊の戦闘力強化で核心的役割を果たさなければならない－第1中央軍官学校第2回卒業式の祝賀宴で行った演説－（1948年10月14日）」『金日成著作集4』朝鮮労働党出版社、1979年、457頁。
- 69) 『労働新聞』2014年11月5日。
- 70) 『労働新聞』2015年4月26日。
- 71) 『労働新聞』2014年7月2日。
- 72) 『労働新聞』2014年6月13日。
- 73) 『労働新聞』2015年1月27日。
- 74) 『労働新聞』2014年7月2日。
- 75) この発言は、陸軍・海軍・航空軍部隊訪問時に行っている。『労働新聞』2014年7月2日；『労働新聞』2015年1月27日；『労働新聞』2017年6月5日。
- 76) 『労働新聞』2013年3月26日。
- 77) 『労働新聞』2015年1月7日。
- 78) これら競技会は、2012年から2020年の『労働新聞』において記事として紹介されたものであり、競技会すべてを列挙しているとは言えないことに注意。『労働新聞』2016年3月11日；『労働新聞』2017年4月1日；『労働新聞』2016年1月5日；『労働新聞』2016年11月19日；『労働新聞』2015年1月7日；『労働新聞』2014年6月13日；『労働新聞』2015年7月30日；『労働新聞』2016年12月4日；『労働新聞』2016年12月21日；『労働新聞』2017年6月5日；『労働新聞』2017年4月13日；『労働新聞』2017年8月26日。
- 79) 金日成の業績を説明する北朝鮮書籍の中で、金日成が「軍人達の射撃術を高めるため（中略）、定常的に軍種、兵種、区分隊、部隊単位で射撃競技大会を組織するようにする賢明な処置」を採ったこと、「優秀な単位には最高司令官命令で表彰も行い記念写真も撮ったこと」を説明している。『偉大な首領金日成同志の不滅の革命業績9主体型の革命武力建設』朝鮮労働党出版社、1998年、350－351、399頁
- 80) 『労働新聞』2020年3月21日。
- 81) 『労働新聞』2012年1月21日；『労働新聞』2012年1月31日；『労働新聞』2014年10月30日；『労働新聞』2015年2月2日；『労働新聞』2015年3月9日。

- 82) 『労働新聞』2013年3月12日。
- 83) 金正恩が砲兵の士気振作に着意していたとする解釈は、韓国側の報道でも指摘されている。「金正恩砲兵大会は砲兵士気振作用」自由アジア放送、2015年12月11日、https://www.rfa.org/korean/in_focus/nk_nuclear_talks/artillery-12112015153910.html。
- 84) これは、「朝鮮人民軍戦車兵競技会 - 2016」における金正恩の発言であった。『労働新聞』2016年3月11日。
- 85) 『労働新聞』2014年6月27日。
- 86) 『労働新聞』2015年2月7日。
- 87) 『労働新聞』2015年5月9日。
- 88) 『労働新聞』2016年2月27日。
- 89) 『労働新聞』2016年4月2日。
- 90) 『労働新聞』2016年3月4日。
- 91) この内容は、労働新聞記事「全軍に力強く燃える大衆運動の波」の中で紹介されている。『労働新聞』2023年2月4日。
- 92) 『労働新聞』2016年3月4日。
- 93) 「北朝鮮、延坪島にコンクリート貫通型特殊爆弾を発射」聯合ニュース、2010年11月25日、<https://www.yna.co.kr/view/MYH20101125006800038>。
- 94) 『労働新聞』2017年5月30日。
- 95) 『労働新聞』2019年5月5日。
- 96) 『労働新聞』2016年1月5日。
- 97) 北朝鮮の核・ミサイル開発の概要は、防衛省『令和5年度版日本の防衛』及び防衛省防衛研究所『東アジア戦略概観』2014年を参照。
- 98) 『労働新聞』2016年6月23日；『労働新聞』2017年2月13日。
- 99) 『労働新聞』2017年5月22日。
- 100) 『労働新聞』2017年7月29日。
- 101) 『労働新聞』2017年11月29日。
- 102) 『労働新聞』2022年10月10日。
- 103) 「『韓半島新武器大百科』砲を良く知る金正恩、なぜ14年前旧式延坪島砲発射反復？」自由アジア放送、2024年1月14日、https://www.rfa.org/korean/weekly_program/c2e0bc15d55cd55cbc18b3c4c2e0bb34ae30b300bc31acfc/armencyclopedia-01122024104716.html。
- 104) 金日成「保安幹部訓練所の当面課業 - 保安幹部訓練所第2所軍官会議で行った演説 - (1947年1月15日)」『金日成著作集3』朝鮮労働党出版社、1979年、27頁。
- 105) 金日成「軍官達は部隊の戦闘力強化で革新的役割を高めなければならない - 第1中央軍官学校第2期卒業式祝賀宴会で行った演説 - (1948年10月14日)」『金日成著作集4』朝鮮労働党出版社、1979年、457頁。

ガザ紛争における仲介の役割

—2023年10月7日から11月23日までの交渉過程に焦点を当てて—

小島 雅之

はじめに

パレスチナ紛争は、1948年のイスラエル建国と、1967年の第3次中東戦争におけるイスラエルによるヨルダン川西岸地区及びガザ地区の占領を直接の原因とする、イスラエルとパレスチナ人武装勢力との武力紛争である。この紛争は、1993年9月にイスラエルと主要なパレスチナ人武装勢力の連合体であるパレスチナ解放機構（Palestine Liberation Organization; PLO）との間でヨルダン川西岸地区とガザ地区においてパレスチナ人の自治を認める和平協定が結ばれたことにより、紛争終結に向けた道筋が示された。その後、1996年1月に第1回パレスチナ自治政府議長選挙及びパレスチナ立法評議会選挙が行われ、PLO主流派のファタハ（Fatah）を中心とする自治体制が確立された。

ところが、2006年1月の第2回パレスチナ立法評議会選挙において議会第1党となったのは、PLOには加入せず、イスラエルの存在と正統性を否定するパレスチナ人武装勢力のハマス（Hamas）であった¹⁾。その後、2007年6月にハマスがファタハ主導の警察等をガザ地区から実力で排除し²⁾、それ以降、ガザ地区はハマスの実効支配下に置かれることになった。

そして2023年10月7日、ハマスはガザ地区からテルアビブ等の大都市に対して数千発のロケット攻撃を行うとともに³⁾、民間人を標的とした大規模な襲撃及び拉致を行った⁴⁾。前代未聞の奇襲を受けたイスラエルは、直ちに10万人規模のイスラエル軍（The Israel Defense Force; IDF）を配備してガザ地区を包囲するとともに、ハマスの拠点等に対する激しい空爆を行った⁵⁾。IDFは10月27日からハマスの壊滅と人質の救出を目的とした本格的な地上作戦を開始すると⁶⁾、11月14日までにガザ地区北部を制圧し、11月15日にはハマスの司令部があると目されたシファ病院への突入を行った⁷⁾。

その後、紛争当事者双方は米国、カタール及びエジプトの仲介で交渉を行い⁸⁾、11月22日、人質の一部とパレスチナ囚人を相互に解放することを条件に「戦闘の一時休止（pause）」を行うことで合意したと発表された⁹⁾。戦闘の一時休止は11月24日から30日まで続いたが、恒久的な「停戦（cease fire）」には繋がらず¹⁰⁾、12月1日朝、一発の砲撃をきっかけに戦闘が再開された¹¹⁾。米国、カタール及びエジプトの仲介による交渉はその後断続的に行われたが、2024年9月11日現在、停戦はおろか戦闘の一時休止さえも実現しておらず、未だに戦闘が続いている。

武力紛争において、一方の紛争当事者が正統性と軍事力の両面で圧倒的に優位な立場にある場合、交渉は行われにくい¹²⁾。だが、双方とも武力による決着を望めないような膠着状態が生じたタイミングで仲介が行われ¹³⁾、紛争当事者が交渉の有効性と必要性を認識した場合、交渉は開始される¹⁴⁾。また、信頼関係の破綻している者同士が、交渉において建設的に話し合い、双方にとって受け入れ可能な解決策を見出し、その履行を相互に確信して合意を結ぶことは一般に困難であるが、仲介が行われることでこれらの困難が克服された場合、交渉は妥結する¹⁵⁾。

今次ガザ紛争の場合、ガザ地区は第3次中東戦争以来の占領地であり、国際的に承認されたイスラエル領ではないことから、イスラエルの正統性は低い。だが、ハマスは民間人を標的とした大規模な襲撃及び拉致を行ってしまったため、その正統性はイスラエルよりも更に低くなっていたと考えられる。また、奇襲が行われた当日を除けば、一貫してイスラエルがハマスを軍事的に圧倒していたため、膠着状態は生じていなかったと考えられる。にもかかわらず、イスラエルとハマスが2023年11月に人質等の解放と戦闘の一時休止に関する交渉を妥結させられたのはなぜだろうか。

本論考では、ハマスが大規模攻撃を行った2023年10月7日から人質・囚人の交換解放と戦闘の一時休止が履行される前日の2023年11月23日までの期間を対象に、交渉の開始又は妥結を目的として行われた外部アクターの行動を交渉における仲介の役割に着目して分析し、2023年11月にイスラエルとハマスの交渉が妥結した理由を説明する。

以下、第1章では、2023年11月の交渉妥結に関する新聞報道等における論点を整理するとともに、分析の枠組みについて説明する。第2章では、仲介を行った外部アクターの特性を、仲介の動機、立場の偏向性及び影響力の梃子となる資源に着目して説明する。第3章では、交渉の有効性と必要性を議題とする「予備交渉（2023年10月7日～11月3日）」と、人質・囚人交換と戦闘の一時休止を議題とする「本交渉（2023年11月4日～11月23日）」に交渉期間を区分し、外部アクターの行動を仲介の役割に着目して分析する。おわりに、2023年11月にイスラエルとハマスの交渉が妥結した理由等について述べた後、今後の研究課題について付言する。

1. 先行研究の整理と分析の枠組み

(1) 新聞報道等における論点の整理

本論考の執筆時点（2024年9月11日）において、今次ガザ紛争は未だ進行中の事象であるため明確な先行研究は存在しておらず、交渉の経緯等については新聞報道等に頼らざるを得ない。そのような限界を踏まえた上で、2023年11月のイスラエルとハマスの交渉妥結に関する新聞報道等における論点を整理すると、①人質解放を求めるイスラエル国内世論に着目するもの¹⁶⁾、②米国のイスラエルに対する外交圧力に着目するもの¹⁷⁾、③米国、カタール及びエジプトによる仲介に着目するもの¹⁸⁾、④カタールと赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross; ICRC）による人質等解放の履行保証に着目するもの¹⁹⁾、⑤カタールによる戦闘一時休止に関する履行保証に着目するもの²⁰⁾、に区分できる。

①及び②は、それぞれイスラエル国内における又は国外からの政治的圧力に着目して、ハマスを軍事的に圧倒していたイスラエルが交渉開始を決断した理由を説明するものである。だがこれらは、イスラエルとハマスの双方が交渉における困難を克服して妥結に至った理由までは説明していない。

③は、米国、カタール及びエジプトによる仲介に着目し、イスラエルとハマスが建設的な対話を行い、解決策を見出して交渉を妥結させられた理由を説明するものである。だがこれは、イスラエルとハマスの双方が、互いの合意履行を確信できた理由までは説明していない。

④は、カタールがICRCの協力を受けて人質等の解放に関する合意の履行を保証したことに着目し、イスラエルとハマスの双方が互いの合意履行を確信し、交渉を妥結させられた理由を説明するものである。だがこれは、イスラエルとハマスの双方が、戦闘の一時休止に関する互いの合意履行を確信できた理由までは説明していない。

⑤は、誤認や小さな違反による戦闘再開を防ぐための調整メカニズムをカタルが担って戦闘の一時休止の履行を保証したことに着目し、イスラエルとハマスがともに戦闘休止を望む限り合意が履行されることを双方が確信し、交渉を妥結させられた理由を説明するものである。だが、2023年10月7日のハマスによる攻撃の結果から明らかなように、相手の油断に乗じた先制攻撃は絶大な戦果を挙げ得る。このため、戦闘の一時休止が戦闘の再開を前提としたものである以上、合意に背いて先制攻撃を仕掛けようとする動機がイスラエルとハマスの双方に対して常に働く。そして、このような動機が相手に働いていることを互いに理解している状況下では、どちらの側も相手の約束を信じることができないため、交渉は妥結しない²¹⁾。しかも、この問題を紛争当事者同士で克服することはできないため、イスラエルとハマスの双方に対し、合意の履行を促すか先制攻撃を抑止する役割を果たす外部アクターによる仲介が必要となる。したがって⑤は、イスラエルとハマスが抱く相手の意図的な先制攻撃に対する懸念を払拭した仲介が、どのようなものであったかということまでは説明できていない。

したがって本論考では、イスラエルとハマスが抱く相手の意図的な先制攻撃に対する懸念を払拭し、戦闘の一時休止に関する互いの合意履行を確信させた外部アクターによる仲介とはどのようなものであったか、という問いに答える必要がある。

(2) 分析の枠組み

本論考の問いに答えるためには、仲介と総称される外部アクターの行動が交渉過程においてどのような役割を果たしているかという点に着目することが必要である。

交渉過程における仲介の役割は一般に、情報を提供して意思疎通を助ける「情報の伝達 (communication/facilitative)」、妥協の可能性を認識させて解決策の発見を助ける「解決策の提案 (formulation/procedural)」、報奨と制裁を駆使して譲歩を促し、合意を遵守させる「操作 (manipulation/directive)」の3つに区別される²²⁾。紛争当事者は、交渉を有利に進めるため自らの合意条件に関する情報を秘匿したり偽ったりする動機を持つ。しかも、相手に対する激しい敵意や信頼関係の欠如は、建設的な対話を妨げる。このため、「情報の伝達」の役割を果たす仲介によって、紛争当事者間の情報交換を円滑化することが必要となる。また、争点となっている問題は分割も交換もできない性質を持つと紛争当事者が強固に認識している場合、そのままでは合意が成立しない。このため、「解決策の提案」の役割を果たす仲介によって、紛争当事者が創造力を働かせて妥協の余地を見出せるよう、手助けする必要がある。更に、たとえ妥協の余地があったとしても、互いに相手の合意履行の約束を信用できなければ合意は成立しない。このため、「操作」の役割を果たす仲介によって、合意の成立とその確実な履行に向けて紛争当事者双方を動機付ける必要がある。

そこで本論考では、外部アクターによる仲介が交渉の中で果たした役割を、次の要領で分類する。まず、相手の意図を正確に理解することを助けていた場合は「情報の伝達」として分類する。また、交渉に妥協に余地が存在することを示すか、妥協の余地を見出すためのアイデアを提供していた場合は「解決策の提案」として分類する。そして、報奨の供与又は制裁の脅迫によって譲歩を引き出し、合意の履行を促し、或いは先制攻撃を抑止していた場合は「操作」として分類する。これにより、2023年11月の交渉の妥結がどのように導かれたのかを明らかにする。

2. 仲介を行った外部アクターの特性

武力紛争の外部アクターは、交渉の妥結が自己の利益の実現に繋がると考える場合に仲介を行う²³⁾。また、仲介を行う外部アクターにはどちらの紛争当事者の側に立つかという立場の偏向性が生じ得るが、そのような立場の偏向性は紛争当事者に対して交渉上の援助や働きかけを行う際に用いる影響力の種類や程度に大きく影響する²⁴⁾。更に、紛争当事者に対して影響力を行使するためには、梃子となる資源を保有していることが必要である²⁵⁾。このため本章では、仲介を行った外部アクターの特性について、仲介の動機、立場の偏向性、そして影響力の梃子となる資源に焦点を当てて説明する。

(1) 米国

米国は、今次ガザ紛争において自国民を人質に取られており、自国民の安全を確保することは最優先事項であった²⁶⁾。だが、人質となっている自国民の人数、所在等が不明であったため²⁷⁾、人質が死亡するリスクの高い軍による救出作戦は実行できず、交渉による人質解放を追求する必要があった²⁸⁾。

米国は、イスラエルの建国以来一貫して、同国の安全保障に対する確固たる支持を外交政策の柱の一つとして位置付けてきた²⁹⁾。そして、2001年9月11日の米国同時多発テロ以来、同盟国とともに世界中で対テロ戦争を遂行中であり³⁰⁾、2019年9月10日にハマスをテロ組織として指定していた³¹⁾。このため、人権擁護を掲げる国として³²⁾、民間人が巻き添えになるような戦い方には反対であったものの、今次ガザ紛争における米国の立場は明確にイスラエル寄りであった。

米国の中東における軍事プレゼンスは大きく、2023年6月の時点で3万人以上の兵力を展開させていた³³⁾。そして必要とあればいつでも、イスラエルに対して軍事力の提供を行える態勢を維持していた³⁴⁾。また、20年以上にわたって対テロ戦争を遂行してきた経験から、テロリストに勝利するためには、軍事力だけでなく、イデオロギー闘争に打ち勝つための民主主義や人道主義に基づく正統性も必要であるという知識を持ち合わせていた³⁵⁾。

(2) 英国

英国もまた、ハマ스에自国民を人質に取られていた上、その詳細な情報を掴むことができずにいた³⁶⁾。このため、危険を伴う人質救出作戦ではなく、交渉による人質の解放を追求する必要があった。

英国は、2021年11月にイスラエルとの二国間関係を戦略的パートナーシップとして位置付けると³⁷⁾、同じ月にハマスをテロ組織に指定した³⁸⁾。そして2023年3月の「英以二国間関係2030ロードマップ」において、反ユダヤ主義に対抗しイスラエルの自衛権を擁護する方針を明示していた³⁹⁾。このため、人権の擁護と「保護する責任」を掲げる国として⁴⁰⁾、人道危機を引き起こすような戦い方には反対であったものの、今次ガザ紛争における英国の立場は明確にイスラエル寄りであった。

英国の中東における軍事プレゼンスは米国に比して小さく⁴¹⁾、イスラエルに対して軍事力の提供を行うことは難しかった。だが英国は世界第6位の経済大国であり⁴²⁾、資金援助による影響力行使は可能であった。

(3) 日本

日本は、米国及び英国とは異なり、ハマスによって自国民を人質に取られてはいなかった⁴³⁾。だが、日本は原油の9割以上を中東地域から輸入しており、この地域の安定は自国の平和と繁栄に極めて重要である

ことから⁴⁴⁾、紛争の早期鎮静化に向けて外交努力を行おうとしていた⁴⁵⁾。

日本は、今次ガザ紛争の開始以前から、パレスチナ紛争は交渉によってのみ解決されるべきであるとして、全ての当事者に対し暴力と扇動を停止するよう要求していた⁴⁶⁾。その一方で、国際的なテロ対策の一環としてハマスを国際テロ組織の一つに認定するとともに⁴⁷⁾、パレスチナの経済的自立を促進する「平和と繁栄の回廊」構想において被援助主体をファタハ主導のパレスチナ自治政府に限定し⁴⁸⁾、ハマスを本構想から除外していた。このため、米国や英国ほどではないものの、今次ガザ紛争における日本の立場はイスラエル寄りであった。

日本は、30年以上にわたって経済的な停滞に苦しんでいたが、依然として世界第4位の経済大国であり⁴⁹⁾、資金援助による影響力行使が可能であった。

(4) カタール

カタールは、シャリーアと一般法を併用するイスラム教国であるため⁵⁰⁾、ムスリムとしての連帯感からイスラエルに抑圧されるパレスチナ人に対して従前から非常に同情的であった⁵¹⁾。その一方で、2022年1月に米国の主要な非NATO同盟国に指定されていたことから⁵²⁾、米国との関係を良好に保ちたいとも考えていた。そこで、紛争の鎮静化と人質の解放を実現するために仲介に乗り出した。

カタールは、ハマスが首都ドーハに本部を構えることを許し、その指導者層をイスラエルの攻撃から保護していた⁵³⁾。だがその一方で、米国の同盟国となり、正式な国交のないイスラエルとも水面下で接触を維持していた⁵⁴⁾。このため、今次ガザ紛争におけるカタールの立場はハマス寄りであったが、その偏りの強さは米国及びイスラエルとの協力を妨げるほどではなかった。

カタールは、仲介を外交政策の重要な柱として位置付けており⁵⁵⁾、和平交渉だけでなくテロリストとの人質解放交渉においても多くの実績を挙げていた⁵⁶⁾。このため、交渉の行き詰まりを打開し、迅速かつ円滑に交渉を進めるために必要な知識を持ち合わせていた。

(5) エジプト

エジプトは、アラブ諸国の中で唯一、ガザ地区と国境を接する国であり、イスラエルの軍事的圧迫によってパレスチナ難民がシナイ半島に流入することを警戒していたことから⁵⁷⁾、早期に紛争を鎮静化させるために仲介に乗り出した。

エジプトは、アラブ諸国で最初にイスラエルを承認した見返りとして米国から多額の軍事援助を受け取ってきたことから、イスラエルとの関係を良好に保つ必要があった⁵⁸⁾。また、ハマスはエジプト最大の反政府勢力であるムスリム同胞団から派生した組織であり、ガザ地区を非武装化することはエジプトとイスラエル双方にとって安全保障上の利益になることであった⁵⁹⁾。一方で、多くのエジプト人はパレスチナ人に対して親近感を抱いていたため、エジプトは国民が政府への不満を募らせないように、国民感情に一定の配慮を行う必要があった⁶⁰⁾。このため、今次ガザ紛争におけるエジプトの立場はハマス寄りであったが、それはあくまでも表向きのものであり、そのことを理解している米国及びイスラエルとの協力が妨げられることはなかった。

エジプトはハマスを敵視していたが、その一方でイスラエルとハマスとの停戦交渉やパレスチナ人勢力間の交渉を仲介できることは、中東地域における影響力を維持し、米国等との関係を維持する上で有用であっ

た⁶¹。このため、エジプトは今次ガザ紛争が始まる以前から情報機関を通じてハマスと接触を維持しており⁶²、イスラエルとハマスとの意思疎通を助けることが可能であった。

(6) ICRC

1863年に創設されたICRCは、武力紛争及びその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳を保護し、必要な援助を提供することを使命とする⁶³、国際NGOである⁶⁴。ICRCは、今次ガザ紛争において、ハマスに拘束された人質とイスラエルに拘束されたパレスチナ人の解放を実現するべく、積極的に仲介を行っていた。

ICRCは、約一世紀にわたる活動の基礎と限界を踏まえて、1965年に新しい活動基準となる7つの基本原則を定めたが⁶⁵、その中には、どの紛争当事者にも害をなさないことを保証する公平・中立・独立原則が含まれていた⁶⁶。このため、ICRCの今次ガザ紛争における立場は、どちらの側にも全く与しない完全な中立であった。

ICRCは、捕虜や民間人の被拘束者等を保護・救済する任務を100年以上にわたって続けており、国家間戦争終結後の大規模な捕虜送還に携わった実績もあった⁶⁷。このため、ハマスが拘束する人質とイスラエルが拘束するパレスチナ囚人の交換解放に際して、これを支援する能力を有していた。

3. 仲介の役割に基づく外部アクターの行動の分析

(1) 予備交渉（2023年10月7日～11月3日）

ア. 交渉の有効性を証明する段階（2023年10月7日～10月23日）

2023年10月7日のハマスによる大規模攻撃は、世界中に強い衝撃を与えた。米国は民間人に対する無差別攻撃を行ったハマスを厳しく非難すると⁶⁸、イスラエルの自衛権を擁護する立場を英・仏・独・伊の各国首脳とともに表明した⁶⁹。だがその一方で、米国は今次ガザ紛争が地域紛争に拡大することを防ぐために、ハマスの攻撃にイランが関与しているという疑いについては断定を避けた⁷⁰。これに対し、米国及びイスラエルと激しく敵対するイランは、攻撃への関与を否定しつつ⁷¹、ハマスへの支持を表明した⁷²。カタール、エジプト及びサウジアラビアは、イスラエルの責任を追及する一方で双方に対し自制を求めた⁷³。

前代未聞の奇襲攻撃を受けたイスラエルは、7日夜の治安閣議で「ハマスの軍事力、統治力を破壊する」ことを決定すると⁷⁴、10日に報復攻撃として1300か所以上のハマスの拠点等を空爆するとともに、ガザ地区の完全封鎖を宣言した⁷⁵。そして11日に挙国一致政権を樹立すると、本格的な地上戦に向けた準備を加速した⁷⁶。このようなイスラエルの動きをパレスチナ人虐殺の危機として受け止めたイランは⁷⁷、11日にサウジアラビアとの間で電話による首脳会談を行い、イスラエルのガザ地区侵攻を阻止する必要性について確認し合った⁷⁸。また、12日夜にレバノンを訪れたイラン外相のホセイン・アミール・アブドラヒアン（Hossein Amir-Abdollahian）も、空爆が続けば紛争が地域に拡大する可能性があるとの警告を行った⁷⁹。だがイスラエルは13日、大規模な地上作戦を実施するためとして、ガザ地区北部の中心都市ガザの全住民に24時間以内の退避を勧告した⁸⁰。するとその日、サウジアラビアがイスラエルとの国交正常化交渉を凍結し、パレスチナ問題におけるイスラエルの譲歩を再開の条件としているという報道が流れた⁸¹。また、レバノン訪問中のアブドラヒアン外相も、14日に国連中東和平特使を通じて再度、紛争拡大の警告をイスラエルに送った⁸²。

にわかに地域情勢が緊迫したことを受け、米国はイスラエルが本格的な地上作戦を開始する前に、紛争拡

大の防止について周辺アラブ諸国に協力を要請する必要に迫られた。このため、米国務長官のアントニー・ジョン・ブリンケン（Antony John Blinken）は、12日のイスラエル訪問に引き続き、13日から15日にかけてヨルダン、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、サウジアラビア及びエジプトといったアラブ諸国を歴訪し、対テロ戦争としてイスラエルの軍事行動を支持するものの、地域紛争への拡大は望まないという米国の意図を説明した⁸³⁾。これに対し各国は、紛争拡大を防ぐ必要性について同意する一方で、ガザ地区における人道状況の改善を米国に求めた⁸⁴⁾。

16日に再びイスラエルを訪問したブリンケン国務長官は、首相のベンヤミン・ネタニヤフ（Benjamin Netanyahu）と会談し、ガザ地区における人道状況の悪化に対するアラブ諸国の懸念を伝え、国連及び関係諸国と緊密に協力して人道支援を行うことを確認した⁸⁵⁾。また、同じ日に英国は、ガザ地区における人道支援のため1000万ポンドの追加資金援助を行うと表明した上で、戦闘における民間人の保護を徹底するようにイスラエルに求めた⁸⁶⁾。更に18日には、米大統領のジョー・バイデン（Joe Biden）が直接イスラエルを訪問し、ネタニヤフ首相とガザ地区への人道支援物資の搬入について協議した⁸⁷⁾。バイデン大統領は、ハマスの壊滅を目指すイスラエルへの支持を表明する一方で米国の対テロ戦争における失敗についても言及し、対テロ戦争を遂行するには一定の自制が必要であることをネタニヤフ首相に説いて、人道支援物資のエジプトからの搬入を認めさせた⁸⁸⁾。その後バイデン大統領はエジプトとも電話協議を行い、エジプトとの境界にあるラファ検問所の開通について同意を取り付けた⁸⁹⁾。こうして21日に、エジプトとガザ地区の境界にあるラファ検問所が開かれ、国連によって人道支援物資がエジプトからガザ地区へと運び込まれた⁹⁰⁾。もっとも、ハマスの戦力回復を警戒するイスラエルに配慮して⁹¹⁾、支援物資の中に燃料は含まれなかった⁹²⁾。

10月10日以降、イスラエルがガザ地区に対して激しい空爆を行うとともに同地区を完全に封鎖し、民間人を巻き込む危険性の高い本格的地上作戦の開始を示唆したことは、パレスチナ人に同情的なイラン及び周辺アラブ諸国の反感を買い、紛争が中東地域全体に拡大する危険性を高めた。紛争の拡大を望まない米国は、この危機に対処するため、ガザ地区における人道状況の改善を巡るイスラエルと周辺アラブ諸国の交渉を仲介することにした。米国は、アラブ諸国がイランの唱道する紛争拡大に同調しない代わりにガザ地区の人道状況改善を強く求めていることを知ると、イスラエルにそのことを伝えた。また、米国は対テロ戦争における自らの経験を持ち出し、人道の尊重はテロリストとのイデオロギー闘争における重要な武器であり⁹³⁾、人道を尊重するために必要であれば、たとえテロリストが相手であっても一定の妥協はあり得ることを示した。そして、英国が人道支援のための追加資金援助を行ったことは、躊躇するイスラエルの背中を押すことになった。こうして、ガザ地区の人道状況の改善を巡るイスラエルと周辺アラブ諸国の交渉は、米国が「情報の伝達」と「解決策の提案」、英国が報奨による「操作」という役割を果たす仲介を行うことで合意に導かれ、燃料を除くという条件付きではあったものの、ガザ地区への人道支援物資の搬入が実現したのであった。

一方、人質解放交渉の仲介を得意とするカタールは、10月7日の攻撃直後から米国と調整を開始していた。カタールは、米国の協力を得てイスラエル-ハマスの意思疎通経路を確保すると⁹⁴⁾、8日にカタールのハマス指導者達と会談し⁹⁵⁾、翌9日にはイスラエルとハマスに対し、ハマスが女性・子供の人質を解放する代わりにイスラエルが女性・子供のパレスチナ囚人を釈放するという合意の枠組みを提案した⁹⁶⁾。だがこの提案は、10日から始まったイスラエルの報復攻撃が激しさを増す中で双方から拒否され⁹⁷⁾、そのまま交渉は中断してしまった。このため、カタールの首相兼外相であるムハンマド・ビン・アブドルラフマン・ア

ル・サーニ（Mohammed bin Abdulrahman Al Thani）は13日、アラブ諸国歴訪の一環としてカタールを訪問していたプリンケン国務長官との合同記者会見に際し、戦闘の激しさが人質解放交渉の障害となっていると述べ⁹⁸⁾、まずは戦闘の休止が必要であるとの認識を示した。

15日、イスラエル紙の取材を受けたICRCは、現在ガザ地区のハマス幹部と接触中であり、人質解放を手助けする用意があることを伝えていると明かした⁹⁹⁾。するとハマスは16日、人質の人数は200～250人であり、解放に向けた交渉の用意があることを示唆した¹⁰⁰⁾。ところが、17日にハマス側の交渉責任者が空爆で殺害され¹⁰¹⁾、更にガザ市内の病院で数百人の民間人が死亡する爆発が起きると¹⁰²⁾、態度を硬化させたハマスが人質解放の条件として即時停戦を突き付け、イスラエルもこれを拒否したために¹⁰³⁾、交渉開始の機運はたちまち消え失せてしまった。

だが18日に米国の仲介で人道支援物資の搬入に関する合意が成立すると、この合意に伴って事実上の戦闘一時休止状態が生まれることになった。この千載一遇の好機を捉えるべく、カタールはハマスに対し、正式な停戦ではない事実上の戦闘一時休止にもかかわらず自ら積極的に人質を解放すれば、自分達の善意と交渉に対する誠実さを国際社会にアピールして正統性を高めることができ¹⁰⁴⁾、イスラエルを交渉の席に着かせられると説いた。その結果、翌日にカイロ平和サミットの開催を控えた20日に、ハマスはICRCの協力を受け、2人の米国人女性人質を一時的に解放した¹⁰⁵⁾。そして23日にも、2人のイスラエル人女性人質を解放した¹⁰⁶⁾。こうして、交渉でハマスに人質を解放させることは可能であるということが、イスラエルに対して示されたのであった¹⁰⁷⁾。

ここまでの分析について小括する。10月7日の紛争開始直後から、カタールと米国は協力してハマスに人質を解放させるための交渉を仲介した。両国はイスラエルとハマスの意思疎通経路を確保すると、9日にカタールが人質・囚人の交換解放という合意の枠組みを提案した。だが、激しい戦闘が続く中で双方は提案を拒否し、交渉は中断してしまった。その後、18日に成立した人道支援に関する合意に伴って事実上の戦闘一時休止状態が生まれると、カタールはハマスに対し、イスラエルを交渉に応じさせる手段としての人質解放という、妥協の可能性を見出すための考え方を示した。また、独自にハマスと接触していたICRCが、人質解放を手助けする用意があるとハマスに申し出ていたことは、ハマスにとって、人質を渡すために直接イスラエル軍と接触したところを不意打ちされるという危険を冒す必要がなくなったことを意味するため、人質を安全にイスラエル側に届けられるという保証になったと考えられる。このように、10月7日から23日にかけて行われたハマスに人質を解放させるための交渉は、米国とカタールが「情報の伝達」、カタールが「解決策の提案」、ICRCが報奨による「操作」の役割を果たす仲介を行うことで合意が導かれ、イスラエルに対して交渉の有効性を証明することになった。

イ. 交渉の必要性を認識させる段階（2023年10月24日～11月3日）

10月20日と23日に人質が解放されたことで交渉の仲介に自信を持った米国は¹⁰⁸⁾、この機を捉えてより多くの人質をハマスに解放させることが、戦闘の一時休止を持続させて停戦交渉の実現に繋げる唯一の現実的な道だと考えるようになった¹⁰⁹⁾。このため、米国と協力するカタールはハマスに対し、より多くの民間人の人質を解放するよう提案した¹¹⁰⁾。このときハマスは、余りにも多い人質の管理に苦勞していたため¹¹¹⁾、人質としての価値が高いイスラエル兵を残す一方で民間人を解放するという提案は理にかなっていた¹¹²⁾。

翌24日、ハマスが女性と子供を解放する条件に同意したとの情報に接した米国は、人質・囚人の交換解

放を行うための本格的な地上作戦の延期についてイスラエルと協議した¹¹³⁾。だがイスラエルは、人質が生存しているという証拠がないことを理由に、攻撃の延期を渋った¹¹⁴⁾。これに対しハマスは、人質は様々な場所で複数のグループによって拘束されているためハマス自身も全容を把握できておらず¹¹⁵⁾、戦闘の一時休止が実現しなければ拘束されている人質の生存を確認できないと主張した¹¹⁶⁾。しかし、ハマスに対して強い不信感を抱いていた米国は、ハマスの主張を時間稼ぎのための不誠実な対応として断じた¹¹⁷⁾。このため米国は、交渉が合意に達した場合の戦闘一時休止について調整するだけで¹¹⁸⁾、合意成立前の攻撃についてイスラエルを抑止しようとしなかった。

ところがその頃、ガザ情勢について協議していた国連安全保障理事会で大事件が起きていた。国連事務総長が、イスラエルの攻撃を国際人道法違反だと批判するとともに、今次ガザ紛争の責任の一端はイスラエルにあるという趣旨の発言を行ったのである¹¹⁹⁾。10月7日以来、ハマスに対する自衛権の行使を自制するよう求められ続け¹²⁰⁾、国連に対する不信を募らせていたイスラエルは¹²¹⁾、この発言をイスラエル国家とユダヤ民族の滅亡を企てるハマスへの擁護と見なした。このため、イスラエルは直ちに国連事務総長の辞任を要求すると¹²²⁾、翌25日には国連職員に対するビザ発給を停止した¹²³⁾。そしてその日の夜、ネタニヤフ首相は国民向け演説の中で、「数千人のテロリストを殺害したが、まだ始まりに過ぎない。我々は地上作戦を準備している。」と述べ¹²⁴⁾、武力によってハマスの壊滅と人質救出を達成するための、本格的な地上作戦の開始を示唆した。するとハマスも27日、イスラエルとの停戦が合意されない限り人質の解放はないとする声明を発表した¹²⁵⁾。こうして、交渉は決裂の危機に陥った。

だがこのときも米国は、作戦の実行については「最終的にイスラエルが決める」ことだとして¹²⁶⁾、交渉継続のためにイスラエルの攻撃を抑止することはしなかった。このためイスラエルは、国際社会の自国への支持が弱まる前に速やかにハマスを壊滅させて自らの生存を確実にするべく、27日の夜に本格的な地上作戦を開始したのであった¹²⁷⁾。

イスラエルが本格的な地上作戦を開始すると、ガザ地区のハマス指導者であるヤヒヤ・シンワル (Yahya Sinwar) は¹²⁸⁾、28日に全ての人質とパレスチナ囚人を即時に交換する準備があるとの声明を発表した¹²⁹⁾。だがネタニヤフ首相は、ハマスとの戦いを「2回目の独立戦争」と位置付けてこの提案を一蹴した¹³⁰⁾。そしてIDFは、10月31日と11月1日にガザ地区最大の難民キャンプであり人口密集地として知られていたジャバリヤ難民キャンプを、ハマスの司令官が潜んでいるとの理由で空爆した¹³¹⁾。この空爆に伴って多数の民間人が犠牲になったが、IDFは「これが戦争の悲劇なのだ」という言葉で批判を退け¹³²⁾、国際人道法を無視してでも作戦を進める方針を明らかにした。

しかしながら、このような度を越した強硬姿勢は国際社会の激しい反発を招くこととなり、遠くはラテンアメリカ諸国から近くはイスラエルと友好関係を保つ隣国のヨルダンまで、イスラエルを厳しく非難する世論が急速に広まった¹³³⁾。戦果を焦るイスラエルが対テロ戦争における自国の失敗を繰り返すことを憂慮した米国は、11月1日にプリンケン国務長官のイスラエル派遣を発表するとともに¹³⁴⁾、バイデン大統領も演説で人質解放のために戦闘の一時休止が必要であると述べた¹³⁵⁾。するとその翌日、アラブ諸国への配慮と米国との協調のバランスを模索していた日本も¹³⁶⁾、上川陽子外相をイスラエルへ派遣すると発表した¹³⁷⁾。

11月2日、IDFがガザ市の包囲を完了すると¹³⁸⁾、軍部隊を訪問したネタニヤフ首相は「我々を止めるものは何もない」と述べ¹³⁹⁾、ハマスの壊滅まで戦闘を止める意思がないことを表明した。多くの民間人が犠牲になると予想される本格的な市街戦が迫る中、3日にイスラエルを訪問したプリンケン国務長官は、イス

ラエルの自衛権を改めて支持するとともに、ネタニヤフ首相に対して短期間の停戦はガザに必要な人道支援の拡大や人質の解放交渉に役立つと訴えた¹⁴⁰⁾。また、同じ日にイスラエルを訪問した上川外相は、ガザ地区の人道支援のために6500万ドルの追加資金援助を行うと表明するとともに、戦闘の一時休止を訴えた¹⁴¹⁾。すると、プリンケン國務長官との会談後に行われた演説でネタニヤフ首相は「全ての人質が解放されない限り、一時的な停戦は受け入れない」と述べ¹⁴²⁾、条件次第で戦闘の一時休止はあり得るとの考えを示唆した。こうして、人質・囚人の交換解放と戦闘の一時休止に向けた交渉の窓が開かれたのであった。

ここまでの分析について小括する。10月20日と23日に人質が解放されると、米国とカタールは人質解放交渉を本格的に進めるため、引き続き協力して意思疎通経路を維持した。またカタールは、イスラエル兵を拘束し続けることで将来の停戦交渉におけるハマスの交渉力を担保しつつ、多数の民間人を解放して人質管理の負担を軽減することをハマスの提案し、人質・囚人の交換解放における妥協の余地をハマスの示した。つまり、米国とカタールは協力して「情報の伝達」の役割を果たす仲介を行い、更にカタールは「解決策の提案」の役割を果たす仲介も行っていった。

だがその後、ハマスが人質の生存確認のために戦闘の一時休止を求めた時、ハマスの強い不信感を抱いていた米国は、これを時間稼ぎのための対応だと断じてイスラエルの攻撃を抑止しようとしなかった。その結果、イスラエルは27日夜から本格的な地上作戦を開始した。つまり、米国が「操作」の役割を果たす仲介を行おうとしなかったために、イスラエルは交渉の必要性を認識しなかったのであった。

ガザ地区北部で本格的な地上作戦が開始されると、ハマスはすぐに交渉の意思を示したが、イスラエルは武力によってハマスを壊滅させることのみが国家と民族の生存を確実にして人質解放を実現する方法だと考え、交渉の必要性を認めていなかった。対テロ戦争での失敗をイスラエルに繰り返させたくない米国は、イスラエルの過度な恐怖心を宥めて意思疎通を行える状態に戻すと、対テロ戦争における人道の尊重による正統性維持の重要性について再度示唆し、イスラエルに交渉の必要性を説いた。また、同時期に日本が人道支援に関する追加資金援助を表明したことは、ハマスを支持するガザ地区のパレスチナ人のためにイスラエル自身の財源を使用しなくて済むということを意味したため、躊躇するイスラエルの背中を押すことになった。つまり、米国が「情報の伝達」と「解決策の提案」、日本が報奨による「操作」の役割を果たす仲介を行うことによってイスラエルに交渉の必要性を認識させ、交渉が開始されることになったのであった。

(2) 本交渉 (2023年11月4日～11月23日)

ネタニヤフ首相は人質の解放を条件とする戦闘の一時休止の可能性を示唆していたものの、戦闘は依然として継続されており、11月4日、IDFはガザ市における本格的な市街戦を開始したことを発表した¹⁴³⁾。戦闘が激化して交渉開始の機運が再び失われることを恐れた米国とカタールは、各々のカウンターパートに対する働きかけを積極化させた¹⁴⁴⁾。

6日、バイデン大統領はネタニヤフ首相と電話協議を行い、ハマスの10～15人の人質を解放させる代わりに、恒久的な停戦ではなく3日間の戦闘休止を認め、その戦闘休止期間を利用してハマスの全ての人質の確認と名簿の提出を行わせることを提案した¹⁴⁵⁾。だが、ハマスの裏切りを強く警戒するネタニヤフ首相は、3日間の戦闘休止に対して解放される人質が少な過ぎるとして提案を拒否すると¹⁴⁶⁾、人質解放の第一段階として全ての女性及び子供の解放を要求した¹⁴⁷⁾。これに対し、カタールを通じてイスラエル側の要求を知ったハマスの、第一段階として50人の人質を解放することを保証したが、その一方で人質の身元を確認でき

る名簿を提出することについては拒否した¹⁴⁸⁾。こうして、米国とカタールの提案がそのまま受け入れられることはなかったものの、提案に対する双方の回答から、ハマスが人質を解放する代わりに、イスラエルが停戦ではなく戦闘の一時休止を行うという合意の枠組みについては、双方とも受け入れ可能であることが明らかになった。

9日、カタールのムハンマド首相は、米国中央情報局長官及びイスラエル諜報特務庁長官とドーハで会合を行った¹⁴⁹⁾。この会合で彼らは、人質の名前か、人質の身元確認を行うための年齢・性別・国籍といった情報をハマ스에提示させることが、今後の交渉の土台として必要であるとの結論に至った¹⁵⁰⁾。そこで、戦力を回復させるには足りないが人質の確認を行うには十分な時間の余裕をハマ스에与えるために、IDFは、9日から1日4時間の人道支援を名目とした戦闘の一時休止を行うことになった¹⁵¹⁾。12日、米国がカタールを通じてハマ스에名簿の提出を督促すると、ハマスは第一段階で解放する50人の人質名簿を提示した¹⁵²⁾。

翌13日、今度はハマスの方から、5日間の戦闘休止と引き換えに、最大70人の女性及び子供の人質と75人の女性及び200人の子供のパレスチナ囚人を交換することを提案してきた¹⁵³⁾。これに対し米国は、人質の解放には時間が必要であるため数日単位の長い休止を求めるという声明を出し¹⁵⁴⁾、戦闘の一時休止を数日単位で行うという点については同意することを示唆した。そして14日、バイデン大統領から電話を受けたネタニヤフ首相もこれに同意した¹⁵⁵⁾。これにより、身元の確認された女性及び子供の人質と女性及び子供のパレスチナ囚人を交換で解放し、その間、数日単位での戦闘一時休止を行うという合意の枠組みが具体化された。そして、交渉は解放される人質・囚人の数や解放要領、戦闘一時休止の日数といった具体的な条件を擦り合わせる段階に移行することとなった。

だがその時、重大なトラブルが発生した。15日にIDFがハマスの司令部があると目されたシファ病院へ部隊を突入させ¹⁵⁶⁾、更に翌16日には燃料枯渇によるガザ地区全体での通信途絶が発生したために¹⁵⁷⁾、ガザ地区のハマスとの連絡が突如として途絶えてしまったのである¹⁵⁸⁾。国連機関が燃料を通信会社に寄付したことで通信途絶は17日深夜に部分的に復旧し¹⁵⁹⁾、やがてガザ地区のハマスとの連絡も回復したが、米国とカタールはもはや一刻の猶予もならないという危機感を抱いた¹⁶⁰⁾。

そこで両国は、人質・囚人の交換解放と戦闘の一時休止に関する具体的な条件の擦り合わせに際し、各々のカウンターパートと要求内容に関する事前協議を行うことによって、その内容を相手方が受け入れ可能なものへと修正させた¹⁶¹⁾。これは、事前協議を通じて各々の要求に妥協の余地がまだ存在することに気付かせ、合意形成が迅速かつ円滑に行われるよう仕向けるものであった。

またこれとは別に、戦闘の一時休止の履行をどのように担保するかについても、迅速に合意形成を図る必要があった。ハマスは、イスラエルが無人航空機を用いて標的情報を入手し、武装ヘリ等で幹部を急襲・殺害することを恐れていたため¹⁶²⁾、戦闘一時休止期間中はイスラエルの無人航空機による戦場監視を止めるよう要求していた¹⁶³⁾。しかしながら、無人航空機による戦場監視はハマスによる奇襲を防ぐための有力な手段でもあるため、イスラエルにとってこの要求は受け入れ難いものであった。そこで、人質情報の収集のために非武装の無人航空機をガザ上空で飛行させていた米国は¹⁶⁴⁾、未制圧のガザ地区南部におけるイスラエル無人航空機の飛行を停止する代わりに¹⁶⁵⁾、米国の無人航空機を飛行させて第一段階の人質解放期間中における戦闘一時休止を監視すること¹⁶⁶⁾、そしてこの間における戦闘一時休止が守られた場合には、追加で行われる人質解放期間中、米国も南部における無人航空機の飛行を停止することを¹⁶⁷⁾、双方に提案した。この提案の前半部分は、第一段階の人質解放期間中における戦場監視を米国が担うことでハマスの奇襲防止

を保証し、イスラエルに第一段階における戦闘一時休止の履行を促すものであった。そして後半部分は、追加の人質解放期間中における無人航空機の飛行停止を報奨として、ハマスの第一段階における戦闘一時休止の履行を促すものであった。

19日朝、ガザ地区のハマスが合意案のほぼ全てに同意したという情報が、エジプトから米国にもたらされた¹⁶⁸⁾。そしてその翌日には、ICRC 総裁がカタールを訪問してハマス政治局長及びカタール政府当局と個別に会談し、ICRC には紛争当事者が合意した人質解放を前回同様に手助けする用意があることを伝えた¹⁶⁹⁾。すると21日、ハマスは「停戦の合意に近づいている」とした上で「カタールの兄弟たちや調停者らに回答を提出した」という発表を行った¹⁷⁰⁾。同じ日にイスラエル首相府も、人質の解放に向けた事態の進展を受け、夜に一連の閣僚会議を招集すると発表した¹⁷¹⁾。そして22日の早朝、イスラエルは全閣僚会議で合意を承認し、生存する50人の女性・子供の人質と150人の女性・子供のパレスチナ囚人を、4日間の戦闘一時休止期間中に4段階に分けて交換解放すること、そして追加で10人の人質が解放されるごとに戦闘一時休止期間を1日ずつ、最大10日間延長することを明らかにした¹⁷²⁾。

ところが、合意が発表されたこの段階に至ってもまだ、イスラエルとハマスは人質・囚人の交換解放と戦闘の一時休止を開始する時期やその要領の細部について詰め切れていなかった¹⁷³⁾。このためカタールとエジプトは、具体的な条件を擦り合わせる際に用いた事前協議による方法でイスラエルとハマス双方の要求を修正させた¹⁷⁴⁾。また、カタールは誤認や小さな違反をきっかけとする合意の崩壊を防ぐため、事案が発生した場合に従うべき具体的な手順や詳細なシナリオに基づく検討結果を双方に提示し、このメカニズムを担うことを請け負った¹⁷⁵⁾。そして23日の早朝ようやく双方が合意に達すると¹⁷⁶⁾、カタールは声明を発表し、戦闘の一時休止が24日の午前7時から開始され、午後4時に最初の人質が解放されることを明らかにしたのだった¹⁷⁷⁾。

ここまでの分析について小括する。11月4日以降、ガザ市に対するIDFの攻勢が強まる中で、米国とカタールは紛争当事者が互いに受け入れ可能な解決策を見出せるよう、積極的な仲介に乗り出した。両国は、ガザ地区の通信が不安定になってからはエジプトの手も借りつつ、イスラエルとハマスの意思疎通経路を維持し続けた。そして6日から8日にかけて解決策の素案を提示し、ハマスによる人質解放とイスラエルによる戦闘一時休止であればリネージュが可能だと見るや、9日から14日にかけて双方の意見を確認しつつ合意の枠組みを具体化させた。その後、15日から21日にかけて、事前協議による修正を通じて各々のカウンターパートの要求には妥協の余地がまだあることに気付かせ、迅速かつ円滑に合意形成が行われるよう仕向けていた。そしてICRCが人質・囚人の交換解放の手助けを申し出たことにより、その履行が保証されることになった。また、戦闘の一時休止の履行をどのように担保するかという問題については、米国が自国の無人航空機を利用した履行監視要領を提案するとともに、イスラエルとハマスの双方に対して第一段階の人質解放期間中における合意履行を促していた。ところが、22日に合意が発表された時点では、人質・囚人の交換解放と戦闘の一時休止の履行に関する細部要領がまだ詰められていなかった。このため、22日から23日早朝にかけて、カタールとエジプトが再び事前協議による方法でイスラエルとハマスの双方に妥協の余地があることを示すとともに、カタールが誤認や小違反による戦闘再開を防ぐための調整メカニズムの実行を請け負って、戦闘一時休止の確実な履行を保証した。

こうして、米国、カタール及びエジプトが「情報の伝達」と「解決策の提案」の役割を果たす仲介を行うとともに、人質・囚人の交換解放についてはICRCが、戦闘の一時休止については米国及びカタールが、報

奨による「操作」の役割を果たす仲介を行うことで、人質・囚人の交換解放と戦闘の一時休止を目指す交渉は合意に導かれたのだった。だがこの合意は、恒久的な停戦を交渉の議題としないことで実現したものであったため、戦闘の再開は時間の問題であった。

おわりに

2023年10月7日から始まった今次ガザ紛争では、初日を除いてイスラエルが一貫してハマスを軍事的に圧倒しており、交渉開始の前提となる、双方とも武力による決着が望めないような膠着状態が生起していなかった。このため、人質の解放や紛争の鎮静化を望む外部アクターは、初めに交渉の開始を議題とする予備交渉を仲介した後、人質・囚人の交換解放と戦闘の一時休止を議題とする本交渉を仲介していた。

予備交渉においては、まず米国が「情報の伝達」と「解決策の提案」、英国が「操作」の役割を果たす仲介を行ってアラブ諸国とイスラエルの人道支援に関する交渉を合意させた。次いで、この合意に伴って発生する事実上の戦闘一時休止状態を利用し、米国とカタールが「情報の伝達」、カタールが「解決策の提案」、ICRCが「操作」の役割を果たす仲介を行ってハマ스에人質を解放させた。これにより、イスラエルに対して交渉の有効性を証明することができた。そして最後に、米国が「情報の伝達」と「解決策の提案」、日本が「操作」の役割を果たす仲介を行ったことで、イスラエルに交渉の必要性についても認識させることができた。こうして、膠着状態が生まれていないにもかかわらず、イスラエルは交渉の開始を決断したのだった。続く本交渉においては、米国、カタール及びエジプトが「情報の伝達」と「解決策の提案」の役割を果たす仲介を行うとともに、人質・囚人の交換解放についてはICRCが、戦闘の一時休止については米国とカタールが、それぞれ「操作」の役割を果たす仲介を行うことで合意が実現した。

本論考の目的は、イスラエルとハマスが抱く相手の意図的な先制攻撃に対する懸念を払拭し、戦闘の一時休止に関する互いの合意履行を確信させた外部アクターによる仲介とはどのようなものであったかという問いに答えることであった。そして、交渉過程を仲介の役割という枠組みで分析した結果、イスラエルとハマス双方の先制攻撃に対する恐れを緩和するために、非武装の無人航空機によって戦場監視を行える米国が「操作」の役割を果たす仲介を行っていたことが明らかになった。

また、分析の過程を通じて、対テロ戦争のようなイデオロギー闘争の側面を有する武力紛争において、その信念ゆえに妥協を拒否する紛争当事者に合意を促すためには、その当事者寄りの立場から自らの経験に基づいた助言を行うことで「解決策の提案」の役割を果たす仲介が必要であるという示唆を得た。これは、ハマスに対する一切の妥協を拒否していたイスラエルに対し、イスラエル寄りである米国が、自らの対テロ戦争の経験に基づき、人道を尊重して正統性を維持するためなら妥協は許されるという助言を行って「解決策の提案」の役割を果たす仲介を行ったことにより、同時期に行われた英国及び日本による「操作」が効果を発揮したという分析から導かれたものである。一般に、多数の死傷者が発生する烈度の高い紛争において、停戦を実現するためには「操作」の役割が必要だと考えられているが¹⁷⁸⁾、イデオロギー闘争としての側面を有する武力紛争の場合、「操作」だけでなく「解決策の提案」の役割も同時に必要だと考えられた。

最後に、今後の研究課題について付言する。人質・囚人の交換解放と戦闘の一時休止に関する合意は、11月24日朝から4日間にわたり第1段階が履行され、その後2度の期間延長がなされた¹⁷⁹⁾。だが12月1日朝、ガザ地区から1発のロケット弾が発射された¹⁸⁰⁾。これは、カタールの履行保証メカニズムによって事実確認を行うべき事案だったが、この砲撃の約1時間後、戦闘休止期限の終了直後にイスラエルは戦闘を再開し¹⁸¹⁾、

合意は崩壊した。本論考で用いた仲介の役割に着目する分析枠組みに従えば、そもそも恒久的な停戦を議題とせず戦闘の再開を前提とすることで成立した合意だった上に、米国の無人航空機による監視が行われない追加の履行段階では、ハマスの奇襲を恐れるイスラエル側に先制攻撃の動機が生まれるため、イスラエルが履行保証メカニズムに関する合意を意図的に無視した、と説明される。だが、約 240 人いると見られた人質のうち、まだ半数以下の 105 人しか解放されていなかったにもかかわらず¹⁸²⁾、なぜイスラエルは交渉による人質解放の機会を捨ててまで攻撃を再開したのだろうか。この問題は、イスラエルの指導者層が、残された人質の命の価値とハマスを壊滅させる価値をどのように比較衡量したかを明らかにする必要があるため、仲介の役割に着目する分析枠組みからは答えることができない。よって、今次ガザ紛争が終結した後に取り組むべき、今後の研究課題としたい。

引用文献

《一次資料》

外務省『「平和と繁栄の回廊」構想』平成 30 年 4 月 29 日、

https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/page25_001067.html.

——『中東和平についての日本の立場』令和 2 年 3 月 17 日、

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast/tachiba.html>.

——『上川外務大臣会見記録』令和 5 年 10 月 17 日、

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken23_000029.html.

——『上川外務大臣のイスラエル・パレスチナ・ヨルダン訪問』令和 5 年 11 月 2 日、

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press7_000210.html.

——『令和 6 年版外交青書』（令和 6 年）。

公安調査庁『国際テロリズム要覧 2022』（2022 年）。

Foreign, Commonwealth & Development Office. *Memorandum of Understanding between the Ministry of Foreign Affairs of Israel and the UK Foreign, Commonwealth & Development Office on the UK-Israel Strategic Partnership*. 29 Nov 2021. <https://www.gov.uk/government/publications/uk-israel-strategic-partnership-memorandum-of-understanding-2021/memorandum-of-understanding-between-the-ministry-of-foreign-affairs-of-israel-and-the-uk-foreign-commonwealth-development-office-on-the-uk-israel-s>.

——*2030 roadmap for UK-Israel bilateral relations*. 21 Mar 2023. <https://www.gov.uk/government/publications/2030-roadmap-for-uk-israel-bilateral-relations/2030-roadmap-for-uk-israel-bilateral-relations#defence-and-security>.

——*Human Rights and Democracy: the 2022 Foreign, Commonwealth & Development Office Report*. 13 Jul 2023. <https://www.gov.uk/government/publications/human-rights-and-democracy-report-2022/human-rights-and-democracy-the-2022-foreign-commonwealth-development-office-report#chapter-4-safeguarding-human-rights>.

Home Office. *Proscribed terrorist groups or organizations*. 26 Apr 2024. <https://www.gov.uk/government/publications/proscribed-terror-groups-or-organisations-2/proscribed-terrorist-groups-or-organisations-accessible-version>.

International Committee of the Red Cross. *ICRC president in Qatar to urge progress to alleviate humanitarian*

- crisis*. 20 Nov 2023. <https://www.icrc.org/en/document/icrc-president-in-qatar-urge-progress-to-alleviate-humanitarian-crisis>.
- *Israel and the occupied territories: ICRC teams begin multi-day operation to reunite hostages and detainees with their families, deliver assistance*. 24 Nov 2023. <https://www.icrc.org/en/document/israel-and-occupied-territories-operation-reunite-hostages-detainees-families-deliver-assistance>.
- 『ICRC とは？』、<https://jp.icrc.org/about/>.
- 『「赤十字運動」とパートナー機関』、<https://jp.icrc.org/about/movement/>.
- 『捕虜って何？～国際人道法の観点から知っておきたいこと』、<https://jp.icrc.org/information/prisoners-war-what-you-need-know/>.
- International Monetary Fund. *GDP, current prices*. Apr 2024. <https://www.imf.org/external/datamapper/NGDPD@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOWORLD>.
- Ministry of Foreign Affairs of State of Qatar. *Foreign Policy: Mediation*. <https://mofa.gov.qa/en/foreign-policy/mediation/mediation>.
- The White House. *National Strategy for Combating Terrorism*. Sep 2006. <https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/nsc/nsct/2006/>.
- *Joint Statement on Israel*. 9 Oct 2023. <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/10/09/joint-statement-on-israel/>.
- United Nations. *UN officials strongly condemn deadly attacks in Israel*. 7 Oct 2023. <https://news.un.org/en/story/2023/10/1142012>.
- *Secretary-General's remarks to the press on the situation in the Middle East*. 9 Oct 2023. <https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2023-10-09/secretary-generals-remarks-the-press-the-situation-the-middle-east>.
- U.S. Department of Defense. *Pentagon Press Secretary Air Force Brig. Gen. Pat Ryder Holds a Press Briefing*. 28 Nov 2023. <https://www.defense.gov/News/Transcripts/Transcript/Article/3600209/pentagon-press-secretary-air-force-brig-gen-pat-ryder-holds-a-press-briefing/>.
- U.S. Department of State. *Putting Human Rights at the Center of U.S. Foreign Policy*. 24 Feb 2021. <https://www.state.gov/putting-human-rights-at-the-center-of-u-s-foreign-policy/>.
- *Country Reports on Terrorism 2022*. <https://www.state.gov/reports/country-reports-on-terrorism-2022/>.
- *U.S. Security Cooperation with Israel*. 19 Oct 2023. <https://www.state.gov/u-s-security-cooperation-with-israel/>.
- *Secretary Antony J. Blinken With Qatari Prime Minister and Minister of Foreign Affairs Mohammed Bin Abdulrahman Al Thani At a Joint Press Availability*. 13 Oct 2023. <https://www.state.gov/secretary-antony-j-blinken-with-qatari-prime-minister-and-minister-of-foreign-affairs-mohammed-bin-abdulrahman-al-thani-at-a-joint-press-availability/>.
- *Executive Order 13224*. <https://www.state.gov/executive-order-13224/>.

《二次資料》

○雑誌論文

- 池内恵、小野沢透、鈴木啓之「解けるか『戦争と平和の方程式』」『外交』第83号（2024年1月）86-97頁。
- 黒井文太郎「ハマスの背後にイランのコッズ部隊」『軍事研究』2023年12月号（2023年12月）28-41頁。
- 「イスラエル特殊部隊の全貌&ハマス裏人脈」『軍事研究』2024年1月号（2024年1月）38-51頁。
- ダルウィッシュ・ホサム「ガザ戦争に対するエジプトの反応を形成する要因」『アジ研ポリシー・ブリーフ』第184号（2024年3月）。
- 望月康恵「赤十字国際委員会（ICRC）の実態と活動—国際社会における非国家主体についての一考察—」『関西学院大学 人権研究』第18号（2014年3月）。
- 吉田智聡「イスラエル・パレスチナ情勢に揺れる中東政治——『抵抗の枢軸』の介入の行方とGCC諸国の温度差」『NIDS コメンタリー』第280号（2023年10月17日）。
- Bercovitch, Jacob, J. Theodore Anagnoson and Donnette L. Wille. "Some Conceptual Issues and Empirical Trends in the Study of Successful Mediation in International Relations." *Journal of Peace Research*. Vol.28, No.1(1991): 7-17.
- Bercovitch, Jacob and Scott Sigmund Gartner. "Is There Method in the Madness of Mediation? Some Lessons for Mediators from Quantitative Studies of Mediation." *International Interactions*. Vol.32, No.4(2006), pp.329-354.
- Carnevale, Peter J. and Dean G. Pruitt. "Negotiation and Mediation." *Annual Review of Psychology*. Vol.43, No. 1(Nov 2003): 531-582.
- Fearon, James. D. "Rationalist Explanation for War." *International Organization*. Vol.49, No.3(Summer 1995): 379-414.

○書籍

- 江崎智絵『イスラエル・パレスチナ和平交渉の政治過程』（ミネルヴァ書房、2013年）。
- クリストファー・W・ムーア『調停のプロセス 紛争解決に向けた実践的戦略』（日本加除出版、2008年）。
- ジョセフ・S・ナイ・ジュニア、デイヴィッド・A・ウェルチ『国際紛争——理論と歴史 [原書第10版]』（有斐閣、2017年）。
- 防衛大学校安全保障学研究会編『新訂第5版 安全保障学入門』（亜紀書房、2018年）。
- Brooke-Holland, Louisa. *UK forces in the Middle East region* (15 Jan 2020). <https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-8794/#:~:text=According%20to%20these%20statistics%2C%20as,Kuwait%20and%2020%20in%20Bahrain.>
- Crocker, C. A., F. O. Hampson and P. Aall Eds. *Turbulent Peace: The Challenges of Managing International Conflict*. (Washington D.C.: United States Institute of Peace, 2001).
- Gilbert, Danielle. *Why the Gaza Hostage Crisis Is Different* (17 Oct 2023). [https://www.csis.org/analysis/why-gaza-hostage-crisis-different.](https://www.csis.org/analysis/why-gaza-hostage-crisis-different)
- Kamien, David G. ed. *The McGraw-Hill Homeland Security Handbook: The Definitive Guide for Law Enforcement, EMT, and All Other Security Professionals*. (New York: McGraw-Hill, 2006).
- Mayer, Bernard. *The Dynamics of Conflict: Second edition*. (San Francisco: John Wiley & Sons, 2012).

Stern, Paul C. and Daniel Druckman eds. *International Conflict Resolution After the Cold War*. (Washington D.C.: National Academy Press, 2000).

Touval, Saadia and I. W. Zartman, *International Mediation in Theory and Practice*, (Boulder: Westview Press, 1985).

Zartman, I. W. *Elusive Peace* (Washington D.C.: The Brookings Institution, 1995).

○新聞等の解説記事（先行研究として扱ったもの）

バーバラ・プレット・アッシャー「イスラエルとハマスの戦闘一時休止合意 4 国関与の秘密の交渉」『BBC NEWS JAPAN』2023 年 11 月 23 日。

「イスラエル、ハマスの人質違法・戦闘休止で合意なぜ？停戦は？」『NHK 国際ニュースナビ』2023 年 11 月 24 日。

「戦闘休止、イスラエルなぜ受け入れ？人質解放するハマスの狙いとは」『朝日新聞』2023 年 11 月 27 日、朝日新聞デジタル。

Holland, Steve. “The secret negotiations that led to the Gaza hostages deal.” *Reuters*. 22 Nov 2023.

Mills, Andrew. “How Qatar’s assertive diplomacy won a break in the Gaza war.” *Reuters*. 2 Dec 2023.

“Israel-Hamas war: The hostage deal and ceasefire explained.” *Reuters*. 27 Nov 2023.

注

1) 江崎智絵『イスラエル・パレスチナ和平交渉の政治過程』（ミネルヴァ書房、2013 年）192-193 頁；“ Hamas in 2017: The document in full - Hamas explains general principles and objectives in 42-article document,” *Middle East Eye*, 2 May 2017.

2) 江崎『イスラエル・パレスチナ和平交渉』174-176 頁。

3) 2023 年 10 月 7 日の攻撃には、ハマスの連携組織として別のパレスチナ人武装勢力であるイスラム聖戦も参加し、約 30 名の人質を拘束していた。だが、イスラム聖戦はハマスのみに比べてかなり小規模な組織であり、イスラエルとの交渉には独立した主体として参加していなかったため、本論考ではハマスのみを分析の対象とする。

黒井文太郎「ハマスの背後にイランのコッズ部隊」『軍事研究』2023 年 12 月号（2023 年 12 月）、28、34 頁；Gianluca Pacchini, “Islamic Jihad leader claims terror group is holding over 30 Israeli hostages,” *The Times of Israel*, 8 Oct 2023.

4) 「ハマスのロケット弾数千発 イスラエル首相『戦争状態』」『日本経済新聞』2023 年 10 月 7 日、電子版。

5) 「中東、高まる地政学リスク ガザ完全封鎖で地上戦の恐れ」『日本経済新聞』2023 年 10 月 11 日、電子版。

6) 「イスラエル『戦争の新たな段階』ガザ地上作戦を拡大」『日本経済新聞』2023 年 10 月 28 日、電子版。

7) 「イスラエル軍、ガザ最大病院に突入 国防相『北部制圧』」『日本経済新聞』2023 年 11 月 15 日、電子版。

8) 本論考では交渉を、ある争点について利害の対立する主体同士が、話し合いを通じてお互いの選好又は行動の調整に合意することにより、各々の望む結果を手に入れようとする、と定義する。

武田康裕「国際協力の理論——紛争の回避と対処」防衛大学校安全保障学研究会編『新訂第 5 版 安全保障学入門』（亜紀書房、2018 年）、58-59 頁；Peter J. Carnevale and Dean G. Pruitt, “Negotiation and Mediation,” *Annual Review of Psychology*, Vol.43, No. 1(Nov 2003), p.532; Bernard Mayer, *The Dynamics of Conflict: Second edition* (San Francisco: John Wiley & Sons, 2012), p.214.

9) 「 Netanyahu 首相『人質救出に責任』ハマスの戦闘一時休止で」『日本経済新聞』2023 年 11 月 23 日、電子版。

10) 今次ガザ紛争における交渉では、「戦闘の一時休止 (pause)」と「停戦 (ceasefire)」という用語が異なる意味で使

用されている。前者は、戦闘の再開を前提として、主に人道危機を緩和するために一時的、局地的に戦闘を停止するという意味で使用されている。これに対し後者は、紛争の政治的解決に向けた交渉を行うために継続的に戦闘を停止するという意味で使用されている。

「ガザ衝突、『戦闘停止』か『停戦』か用語で割れる立場」『日本経済新聞』2023年11月4日、電子版。

- 11) 「イスラエル軍、ガザへの攻撃再開『ハマスが合意違反』」『日本経済新聞』2023年12月1日、電子版；「イスラエル軍がガザ地区からの発射体を撃墜」『朝日新聞』2023年12月1日、朝日新聞デジタル。
- 12) I. W. Zartman, *Elusive Peace* (Washington D.C.: The Brookings Institution, 1995), pp. 7-8.
- 13) 本論考では仲介を、紛争の第三者である外部アクターが紛争当事者に対して行う交渉上の援助又は何らかの働きかけとして定義する。

Saadia Touval and I. W. Zartman, *International Mediation in Theory and Practice*, (Boulder: Westview Press, 1985), p.7; Jacob Bercovitch, J. Theodore Anagnoson and Donnette L. Wille, "Some Conceptual Issues and Empirical Trends in the Study of Successful Mediation in International Relations," *Journal of Peace Research*, Vol.28, No.1(1991), p.8.
- 14) I. W. Zartman, "Ripeness: The Hurting Stalemate and Beyond," in Paul C. Stern and Daniel Druckman eds., *International Conflict Resolution After the Cold War* (Washington D.C.: National Academy Press, 2000), pp. 228-230.
- 15) I. W. Zartman, *Elusive Peace*, pp. 20-21.
- 16) 「イスラエル、ハマスと人質違法・戦闘休止で合意なぜ？停戦は？」『NHK国際ニュースナビ』2023年11月24日；「戦闘休止、イスラエルなぜ受け入れ？人質解放するハマスの狙いとは」『朝日新聞』2023年11月27日、朝日新聞デジタル。
- 17) 「戦闘休止、イスラエルなぜ受け入れ？」『朝日新聞』2023年11月27日、朝日新聞デジタル；池内恵、小野沢透、鈴木啓之「解けるか『戦争と平和の方程式』」『外交』第83号（2024年1月）87頁。
- 18) バーバラ・プレット・アッシャー「イスラエルとハマスの戦闘一時休止合意 4か国関与の秘密の交渉」『BBC NEWS JAPAN』2023年11月23日；Steve Holland, "The secret negotiations that led to the Gaza hostages deal," *Reuters*, 22 Nov 2023；Andrew Mills, "How Qatar's assertive diplomacy won a break in the Gaza war," *Reuters*, 2 Dec 2023.
- 19) "Israel-Hamas war: The hostage deal and ceasefire explained," *Reuters*, 27 Nov 2023；International Committee of the Red Cross, *Israel and the occupied territories: ICRC teams begin multi-day operation to reunite hostages and detainees with their families, deliver assistance* (24 Nov 2023), <https://www.icrc.org/en/document/israel-and-occupied-territories-operation-reunite-hostages-detainees-families-deliver-assistance>.
- 20) Andrew, "How Qatar's assertive diplomacy won a break," *Reuters*, 2 Dec 2023.
- 21) James. D. Fearon, "Rationalist Explanation for War," *International Organization*, Vol.49, No.3(Summer 1995), pp.402-404.
- 22) Saadia Touval and I. W. Zartman, "International Mediation in the Post-Cold War Era," In C. A. Crocker, F. O. Hampson and P. Aal Eds., *Turbulent Peace: The Challenges of Managing International Conflict*, (Washington D.C.: United States Institute of Peace, 2001), pp.435-436; Bercovitch, Anagnoson and Wille, "Some Conceptual Issues and Empirical Trends in the Study of Successful Mediation," pp.15-16.
- 23) Touval and Zartman, "International Mediation in the Post-Cold War Era," p.428.
- 24) クリストファー・W・ムーア『調停のプロセス 紛争解決に向けた実践的戦略』（日本加除出版、2008年）38頁。
- 25) ジョセフ・S・ナイ・ジュニア、デイヴィッド・A・ウェルチ『国際紛争——理論と歴史 [原書第10版]』（有斐閣、2017年）58頁。
- 26) Aamer Madhani, Tara Copp and Darlene Superville, "Biden confirms Americans among hostages captured in Israel, condemns 'sheer evil' of Hamas militants," *AP*, 11 Oct 2023.
- 27) Brian Bennett, "Biden Faces Hard Choices on American Hostages in Gaza," *Time*, 10 Oct 2023, <https://time.com/6322472/hamas-american-hostages-gaza-rescue/>.
- 28) Danielle Gilbert, *Why the Gaza Hostage Crisis Is Different* (17 Oct 2023), <https://www.csis.org/analysis/why-gaza-hostage-crisis-different>.
- 29) U.S. Department of State, *U.S. Security Cooperation with Israel* (19 Oct 2023), <https://www.state.gov/u-s-security-cooperation-with-israel/>.
- 30) U.S. Department of State, *Country Reports on Terrorism 2022*, <https://www.state.gov/reports/country-reports-on-terrorism-2022/>.

- 31) U.S. Department of State, *Executive Order 13224*, <https://www.state.gov/executive-order-13224/>.
- 32) U.S. Department of State, *Putting Human Rights at the Center of U.S. Foreign Policy* (24 Feb 2021), <https://www.state.gov/putting-human-rights-at-the-center-of-u-s-foreign-policy/>.
- 33) C. Todd Lopez, "Defense Official Says U.S. Remains Committed to Middle East," *DOD News*, 5 Jun 2023, <https://www.defense.gov/News/News-Stories/Article/Article/3417495/defense-official-says-us-remains-committed-to-middle-east/>.
- 34) Ibid.
- 35) The White House, *National Strategy for Combating Terrorism* (Sep 2006), <https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/nsc/nsct/2006/>.
- 36) Patrick Wintour, " Hamas holding up to 10 Britons hostage in Gaza, says foreign secretary," *The Guardian*, 15 Oct 2023.
- 37) Foreign, Commonwealth & Development Office, *Memorandum of Understanding between the Ministry of Foreign Affairs of Israel and the UK Foreign, Commonwealth & Development Office on the UK-Israel Strategic Partnership* (29 Nov 2021), <https://www.gov.uk/government/publications/uk-israel-strategic-partnership-memorandum-of-understanding-2021/memorandum-of-understanding-between-the-ministry-of-foreign-affairs-of-israel-and-the-uk-foreign-commonwealth-development-office-on-the-uk-israel-s>.
- 38) Home Office, *Proscribed terrorist groups or organizations* (26 Apr 2024), <https://www.gov.uk/government/publications/proscribed-terror-groups-or-organisations-2/proscribed-terrorist-groups-or-organisations-accessible-version>.
- 39) Foreign, Commonwealth & Development Office, *2030 roadmap for UK-Israel bilateral relations* (21 Mar 2023), <https://www.gov.uk/government/publications/2030-roadmap-for-uk-israel-bilateral-relations/2030-roadmap-for-uk-israel-bilateral-relations#defence-and-security>.
- 40) Foreign, Commonwealth & Development Office, *Human Rights and Democracy: the 2022 Foreign, Commonwealth & Development Office Report* (13 Jul 2023), <https://www.gov.uk/government/publications/human-rights-and-democracy-report-2022/human-rights-and-democracy-the-2022-foreign-commonwealth-development-office-report#chapter-4-safeguarding-human-rights>.
- 41) Louisa Brooke-Holland, *UK forces in the Middle East region* (15 Jan 2020), <https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-8794/#:~:text=According%20to%20these%20statistics%2C%20as,Kuwait%20and%2020%20in%20Bahrain>.
- 42) International Monetary Fund, *GDP, current prices* (Apr 2024), <https://www.imf.org/external/datamapper/NGDPD@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOORLD>.
- 43) 外務省『上川外務大臣会見記録』令和5年10月17日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken23_000029.html.
- 44) 外務省『令和6年版外交青書』（令和6年）、150頁。
- 45) 外務省『上川外務大臣会見記録』令和5年10月17日。
- 46) 外務省『中東和平についての日本の立場』令和2年3月17日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast/tachiba.html>.
- 47) 公安調査庁『国際テロリズム要覧2022』（2022年）、373-374頁。
- 48) 外務省『「平和と繁栄の回廊」構想』平成30年4月29日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/page25_001067.html.
- 49) International Monetary Fund, *GDP, current prices* (Apr 2024).
- 50) 在カタール日本大使館『カタールの概要』令和4年8月29日、https://www.qa.emb-japan.go.jp/itpr_ja/aboutqatar.html.
- 51) "Qatari emir in historic Gaza visit," *Al Jazeera*, 23 Oct 2012.
- 52) C. Todd Lopez, "'Major Non-NATO Ally' Designation Will Enhance U.S. Qatar Relationship," *DOD News*, 31 Jan 2022, <https://www.defense.gov/News/News-Stories/Article/Article/2917336/major-non-nato-ally-designation-will-enhance-us-qatar-relationship/>.
- 53) ハマスの組織構造は、最高意思決定機関である「最高指導評議会」（マジリス・シューラ）の下に、それぞれ独立した組織である政治部門と軍事部門がぶら下がる形となっている。ガザ地区の行政機能を担当する政治部門の一

部とイスラエルとの戦闘を担当する軍事部門はガザ地区に所在しているが、最高指導評議会と政治部門のトップである政治局は、イスラエルによる攻撃を免れるためにカタールの首都ドーハに所在している。

黒井「ハマスの背後にイラン」『軍事研究』2023年12月号（2023年12月）、32頁；黒井文太郎「イスラエル特殊部隊の全貌&ハマスの裏人脈」『軍事研究』2024年1月号（2024年1月）、48-49頁。

- 54) 「イスラエル人質交渉 なぜカタールが仲介？ハマスの関係は？」『NHK国際ニュースナビ』2023年10月31日。
- 55) Ministry of Foreign Affairs of State of Qatar, *Foreign Policy: Mediation*, <https://mofa.gov.qa/en/foreign-policy/mediation/mediation>.
- 56) Joel Simon, "How Qatar became the world's Go-To Hostage Negotiator," *The New Yorker*, 16 Nov 2023, <https://www.newyorker.com/news/daily-comment/how-qatar-became-the-worlds-go-to-hostage-negotiator>.
- 57) ダルウィッシュ・ホサム「ガザ戦争に対するエジプトの反応を形成する要因」『アジ研ポリシー・ブリーフ』第184号（2024年3月）、2頁。
- 58) 同上、1頁。
- 59) 同上。
- 60) 同上、2頁。
- 61) 同上、1頁。
- 62) Ellen Loanes, "How to understand Egypt's role in the Israel-Hamas conflict," *Vox*, 16 Oct 2023.
- 63) ICRC 『ICRC とは？』、<https://jp.icrc.org/about/>.
- 64) スイスの国内法に基づいて設立された民間団体であるとは言え、国際法によって特別の地位と権利を保障され、国際社会で独自の活動を行っている ICRC を、他の NGO と同列に分類することは適切でないとの議論がある。だが本論考では、交渉の開始又は妥結に繋がる仲介を行った他の外部アクターが全て主権国家であることに鑑み、これらとの違いを強調する目的で ICRC を国際 NGO として扱う。

望月康恵「赤十字国際委員会（ICRC）の実態と活動—国際社会における非国家主体についての一考察—」『関西学院大学人権研究』第18号（2014年3月）、10-13頁。
- 65) ICRC 『「赤十字運動」とパートナー機関』、<https://jp.icrc.org/about/movement/>.
- 66) 同上。
- 67) ICRC 『捕虜って何？～国際人道法の観点から知っておきたいこと』、<https://jp.icrc.org/information/prisoners-war-what-you-need-know/>.
- 68) 「パレスチナ衝突、トルコなど自制要求 米欧はハマスの非難」『日本経済新聞』2023年10月7日、電子版。
- 69) The White House, *Joint Statement on Israel* (9 Oct 2023), <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/10/09/joint-statement-on-israel/>.
- 70) 「米国、イラン関与判断『尚早』イスラエル・ハマスの衝突」『日本経済新聞』2023年10月8日、電子版。
- 71) 「イラン、ハマスのイスラエル攻撃への関与を否定」『日本経済新聞』2023年10月9日、電子版。
- 72) "'Al-Aqsa Storm' opens new chapter in field of resistance against occupiers: Kanaani," *Iranian Students' News Agency*, 7 Oct 2023.
- 73) 吉田智聡「イスラエル・パレスチナ情勢に揺れる中東政治——『抵抗の枢軸』の介入の行方と GCC 諸国の温度差」『NIDS コメンタリー』第280号（2023年10月17日）、5頁；"Qatar says Israel is responsible for escalation, calls for restraint," *Reuters*, 7 Oct 2023; Ibrahim Al-Khazen, "Egypt, Saudi Arabia call for immediate halt to Israeli-Palestinian escalation," *Anadolu Agency*, 7 Oct 2023.
- 74) 「中東、高まる地政学リスク」『日本経済新聞』2023年10月11日、電子版。
- 75) 同上。
- 76) 「イスラエル、拳国一致政権を樹立へ 地上侵攻に備え」『日本経済新聞』2023年10月11日、電子版。
- 77) "Iranian foreign minister: Israel is accountable for Gaza humanitarian crisis," *Press TV*, 11 Oct 2023.
- 78) "Iran's Raisi, Saudi Arabia's MBS discuss Israel-Hamas war," *Al Jazeera*, 12 Oct 2023; "Israel-Hamas war prompts rare call between Iran and Saudi Leaders," *Financial Times*, 13 Oct 2023.
- 79) 「イラン外相『別の戦線開く可能性』」『朝日新聞』2023年10月13日、朝日新聞デジタル；"Iran warns of another front opening against Israel if Gaza bombing continues," *EFE*, 13 Oct 2023.
- 80) 「ガザの110万人に退避要求 イスラエル軍、大規模作戦を予告」『日本経済新聞』2023年10月14日、朝刊。
- 81) Aziz El Yaakoubi and Parisa Hafezi, "Saudi Arabia puts Israel deal on ice amid war, engages with Iran, sources say," *Reuters*, 13 Oct 2023.

- 82) 「イラン、地上侵攻巡り介入示唆 イスラエルに警告か」『日本経済新聞』2023年10月15日、電子版：Barak Ravid, “Scoop: Iran warns Israel through UN against ground offensive in Gaza,” *Axios*, 14 Oct 2023.
- 83) 「米国務長官、ヨルダンなどアラブ諸国を歴訪 人道回廊への協力も要請」『朝日新聞』2023年10月13日、朝日新聞デジタル。
- 84) 「米国務長官が中東歴訪、地域の各国は紛争拡大を警戒 イラン外相は介入を警告」『BBC News Japan』2023年10月16日：Humeyra Pamuk, “Blinken Says Arab states don't want spillover from Israel-Hamas conflict,” *Reuters*, 16 Oct 2023.
- 85) 「米国務長官、イスラエルを再訪 ネタニヤフ首相と会談」『日本経済新聞』2023年10月16日、電子版。
- 86) “Britain increases aid to Palestinians by 10 mln pounds,” *Reuters*, 17 Oct 2023.
- 87) 「米同時テロ後の『失敗』、バイデン氏がイスラエルに警鐘」『日本経済新聞』2023年10月18日、電子版。
- 88) 同上。
- 89) 「米大統領、ガザ人道物資搬入へエジプト大統領とも合意」『日本経済新聞』2023年10月19日、電子版。
- 90) 「ガザへ人道支援物資の搬入始まる ラファ検問所が再開」『日本経済新聞』2023年10月21日、電子版：「ラファ検問所が開通 ガザとエジプトの境界、国連の車両通過」『朝日新聞』2023年10月21日、朝日新聞デジタル。
- 91) 「ガザへ人道支援物資の搬入始まる」『日本経済新聞』2023年10月21日、電子版：「国連機関『燃料なければ活動停止に』」『朝日新聞』2023年10月25日、朝日新聞デジタル。
- 92) 「援助物資はガザ南部のみに配られ、燃料は含まず イスラエル軍」『朝日新聞』2023年10月21日、朝日新聞デジタル。
- 93) William Rosenau, “Waging the ‘War of Ideas,’” in David G. Kamien ed., *The McGraw-Hill Homeland Security Handbook: The Definitive Guide for Law Enforcement, EMT, and All Other Security Professionals* (New York: McGraw-Hill, 2006), pp. 1139, 1141-1142.
- 94) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 November 2023.
- 95) Natasha Bertrand and Alex Marquardt, “Qatar in talks with Hamas over hostages, sources say,” *CNN*, 9 Oct 2023.
- 96) Andrew Mills and Nidal Al-Mugharabi, “Qatar in talks with Hamas, Israel to swap hostages for prisoners,” *Reuters*, 10 Oct 2023.
- 97) “‘Currently no chance’ of prisoner swap with Israel, says Hamas official,” *The Times of Israel*, 10 Oct 2023; Jacob Magid, “Qatar pressing Hamas to release woman, children and elderly hostages – official,” *The Times of Israel*, 15 Oct 2023.
- 98) U.S. Department of State, *Secretary Antony J. Blinken With Qatari Prime Minister and Minister of Foreign Affairs Mohammed Bin Abdulrahman Al Thani At a Joint Press Availability* (13 Oct 2023), <https://www.state.gov/secretary-antony-j-blinken-with-qatari-prime-minister-and-minister-of-foreign-affairs-mohammed-bin-abdulrahman-al-thani-at-a-joint-press-availability/>.
- 99) Lazar Berman, “Red Cross demands Hamas grant immediate access to hostage held in Gaza,” *The Times of Israel*, 15 Oct 2023.
- 100) 「ハマス、人質解放交渉の用意を示唆」『朝日新聞』2023年10月17日、朝日新聞デジタル。
- 101) “IDF says it killed former senior Hamas official who was in charge of Gilad Shalit prisoner file,” *The Times of Israel*, 17 Oct 2023; Keir Simmons and Ken Dilanian, “Hamas expresses willingness to release some captive women and children,” *NBC News*, 18 Oct 2023.
- 102) 「病院爆発の死者は471人 ガザ保健省発表」『朝日新聞』10月18日、朝日新聞デジタル。
- 103) 「人質解放は『即時停戦が条件』とハマスが提案 イスラエルは同意せず」『朝日新聞』2023年10月20日、朝日新聞デジタル。
- 104) 「ハマス、米国人の人質2人を解放と発表」『朝日新聞』2023年10月21日、朝日新聞デジタル：「ハマス政治局員、米国人解放は『善意のジェスチャー』」『朝日新聞』2023年10月21日、朝日新聞デジタル：「人質解放仲介のカタールが声明『何日も接触した結果』」『朝日新聞』2023年10月21日、朝日新聞デジタル；Andrew Mills, “Qatar hostage mediators press Hamas on civilian releases -diplomats, sources,” *Reuters*, 25 Oct 2023.
- 105) 「人質解放仲介のカタールが声明」『朝日新聞』2023年10月21日、朝日新聞デジタル： “Hamas releases two American hostages from Gaza after Qatari mediation,” *Al Jazeera*, 20 Oct 2023.
- 106) Nidal Al-Mugharabi and Matt Spetalnick, “Hamas frees two Israeli women, US cautions on Gaza invasion,” *Reuters*, 24 Oct 2023.

- 107) 米政府高官は、この試みが後の人質解放計画の「パイロット版」だったと述べている。
バーバラ「イスラエルとハマスの戦闘一時休止合意」『BBC NEWS JAPAN』2023年11月23日。
- 108) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 109) 「バイデン氏『停戦交渉は人質解放が前提』ハマ스에要求」『日本経済新聞』2023年10月24日、電子版；
Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 110) Andrew, “Qatar hostage mediators press Hamas,” *Reuters*, 25 Oct 2023.
- 111) Ibid.
- 112) Ibid.
- 113) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 114) Ibid.
- 115) Siladitya Ray, “How many Hostages Are In Gaza? Israel Says 203 —But Hamas Claims It Doesn't Know ‘Exact Numbers,’” *Forbes*, 20 Oct 2023, <https://www.forbes.com/sites/siladityaray/2023/10/20/how-many-hostages-are-in-gaza-israel-says-203-but-hamas-claims-it-doesnt-know-exact-numbers/?sh=35a8f25a67e4>; Andrew, “Qatar hostage mediators press Hamas,” *Reuters*, 25 Oct 2023.
- 116) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 117) Ibid.
- 118) Ibid.
- 119) 「国連総長、ガザ攻撃『国際人道法違反』イスラエル反発」『日本経済新聞』2023年10月25日、電子版。
- 120) United Nations, *UN officials strongly condemn deadly attacks in Israel* (7 Oct 2023), <https://news.un.org/en/story/2023/10/1142012>; United Nations, *Secretary-General's remarks to the press on the situation in the Middle East* (9 Oct 2023), <https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2023-10-09/secretary-generals-remarks-the-press-the-situation-the-middle-east>.
- 121) 藤原学思「イスラエル外務省、国連幹部に『恥を知れ』避難勧告批判され不満か」『朝日新聞』2023年10月16日、朝日新聞デジタル。
- 122) 「イスラエル、ガザめぐり国連事務総長に辞任要求」『朝日新聞』2023年10月25日、朝日新聞デジタル。
- 123) 「国連当局者へのビザ発給停止 イスラエル大使が表明」『日本経済新聞』2023年10月25日、電子版；Rob Picheta, Richard Roth and Lauren Kent, “Israel-UN spat intensifies after Secretary General says Hamas attacks ‘did not happen in a vacuum,’” *CNN*, 25 Oct 2023.
- 124) 「ガザへの地上侵攻『いつなのかは言わない』イスラエル首相」『朝日新聞』2023年10月26日、朝日新聞デジタル。
- 125) 「『停戦合意がない限り人質解放はない』モスクワ訪問中のハマス代表団」『朝日新聞』2023年10月27日、朝日新聞デジタル。
- 126) 「米国、イスラエルのガザ大規模地上侵攻に反対 米報道」『日本経済新聞』2023年10月28日、電子版。
- 127) 「『あらゆる前線で激しい作戦』イスラエル軍発表」『朝日新聞』2023年10月28日、朝日新聞デジタル；「イスラエル『戦争の新たな段階』」『日本経済新聞』2023年10月28日、電子版。
- 128) シンワルの公式な立場はハマス政治部門のガザ地区代表であるが、ハマスの軍事部門は政治部門の統制下であり、しかもシンワルは軍事部門の創設者でもあったため、事実上、ガザ地区のハマス全体の指導者であった。
黒井「イスラエル特殊部隊の全貌」『軍事研究』2024年1月号（2024年1月）、49-50頁。
- 129) 「ハマス『囚人と人質交換の準備がある』」『朝日新聞』2023年10月29日、朝日新聞デジタル。
- 130) 「イスラエル侵攻抑止に手詰まり感 中東諸国は批判強める」『日本経済新聞』2023年10月29日、電子版。
- 131) 「難民キャンプへの空爆『ハマス司令官を標的』」『朝日新聞』2023年11月1日、朝日新聞デジタル；「ガザ保健省、難民キャンプ空爆『50人以上が死亡』」『朝日新聞』2023年11月1日、朝日新聞デジタル；「イスラエル軍が再び難民キャンプを空爆かハマス発表」『朝日新聞』2023年11月1日、朝日新聞デジタル。
- 132) 「イスラエル、ガザ難民キャンプ空爆 死者50人から拡大も」『日本経済新聞』2023年11月1日、電子版。
- 133) 「ボリビアがイスラエルと断交 ガザ攻撃『度を越した』」『日本経済新聞』2023年11月1日、電子版；「チリとコロンビア、駐イスラエル大使を召還」『朝日新聞』2023年11月1日、朝日新聞デジタル；「ヨルダンがイスラエルから大使を召還」『朝日新聞』2023年11月1日、朝日新聞デジタル；「アルゼンチン、イスラエルの空爆を非難する声明」『朝日新聞』2023年11月2日、朝日新聞デジタル。
- 134) 「米國務長官、3日にイスラエル訪問 民間被害回避促す」『日本経済新聞』2023年11月2日、電子版。
- 135) 「米大統領、人質解放へ『攻撃一時停止を』イスラエルに」『日本経済新聞』2023年11月3日、電子版。

- 136) 「日本、対中東でバランス重視 ハマス非難・イスラエル憂慮 原油依存踏まえ独自路線探る」『日本経済新聞』2023年10月10日、電子版。
- 137) 外務省『上川外務大臣のイスラエル・パレスチナ・ヨルダン訪問』令和5年11月2日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press7_000210.html。
- 138) 「イスラエル軍『ガザ市包囲を完了』、市街戦を本格化か」『日本経済新聞』2023年11月3日、電子版。
- 139) 「『我々を止めるものは何もない』 ネタニヤフ首相」『朝日新聞』2023年11月3日、朝日新聞デジタル。
- 140) 「米長官『戦闘の一時停止』要請 イスラエル首相は難色」『日本経済新聞』2023年11月3日、電子版。
- 141) 「上川外相、ガザ支援に6500万ドル 一時的な戦闘休止訴え イスラエル・パレスチナ両外相と会談」『日本経済新聞』2023年11月3日、電子版。
- 142) 「米長官『戦闘の一時停止』要請」『日本経済新聞』2023年11月3日、電子版。
- 143) 「イスラエル『ガザ市街地に入った』南北から攻撃」『日本経済新聞』2023年11月5日、電子版。
- 144) “Negotiations ongoing for release of 10-15 Hamas-held captives, reports say,” *Al Jazeera*, 8 Nov 2023.
- 145) Barak Ravid, “Scoop: Biden tells Bibi 3-day fighting pause could help secure release of some hostages,” *Axios*, 7 Nov 2023.
- 146) Ibid.
- 147) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 148) Ibid.
- 149) 「CIAとモサドがカタールで協議か 人質解放など巡り」『日本経済新聞』2023年11月9日、電子版。
- 150) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 151) 「イスラエルが戦闘休止、人道目的で1日4時間 米高官」『日本経済新聞』2023年11月10日、電子版。
- 152) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 153) “Hamas armed wing says it discussed freeing 70 hostages in return for 5-day truce,” *Reuters*, 14 Nov 2023.
- 154) 「『数日単位のかかなり長い戦闘休止』を求める 米高官」『朝日新聞』2023年11月14日、朝日新聞デジタル。
- 155) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 156) 「イスラエル軍、ガザ最大病院に突入」『日本経済新聞』2023年11月15日、電子版。
- 157) David Gritten, “Gaza faces communications blackout due to lack of fuel,” *BBC*, 17 Nov 2023.
- 158) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 159) Najib Jobain, Smay Magdy and David Rising, “Gaza communications blackout ends, giving rise to hope for the resumption of critical aid deliveries,” *Independent*, 18 Nov 2023.
- 160) Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 161) Andrew, “How Qatar’s assertive diplomacy won a break,” *Reuters*, 2 Dec 2023; Holland, “The secret negotiations,” *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 162) ハマスは過去に何度も、武装ヘリの急襲によって最高幹部を殺害されていた。
「ハマスが停戦破棄宣言 イスラエル軍、最高幹部ら殺害」『Asahi.com』2003年8月21日；「ハマス精神的指導者ヤシン師、イスラエル軍に殺害される」『Asahi.com』2004年3月22日；「イスラエル軍、ハマス最高指導者ランティシ氏殺害」『Asahi.com』2004年4月18日。
- 163) Alex Marquardt, Kaitlan Collins, MJ Lee and Oren Liebermann, “Hamas has demanded Israel stop flying drones over Gaza in hostage negotiations, sources say,” *CNN*, 17 Nov 2023.
- 164) Katie Bo Lillis, Natasha Bertrand, Zachary Cohen and Oren Liebermann, “US Surveillance drones flying over Gaza to help with hostage search,” *CNN*, 3 Nov 2023.
- 165) Jacob Magid and Tal Schneider, “Cabinet okays deal for release of 50 Israeli hostages in exchange for 4-day Gaza truce,” *The Times of Israel*, 22 Nov 2023.
- 166) Karen DeYoung, “U.S. close to deal with Israel and Hamas to pause conflict, free some hostages,” *The Washington Post*, 18 Nov 2023.
- 167) 米国防省は、第1段階の人質解放が完了した翌日の11月28日における記者会見で、戦闘の一時休止とイスラエルとハマスの合意に従って無人航空機による情報収集・監視・偵察飛行を現在は行っていないと発表した。
U.S. Department of Defense, *Pentagon Press Secretary Air Force Brig. Gen. Pat Ryder Holds a Press Briefing* (28 Nov 2023), <https://www.defense.gov/News/Transcripts/Transcript/Article/3600209/pentagon-press-secretary-air-force-brig-gen-pat-ryder-holds-a-press-briefing/>.

- 168) ガザ地区における通信の復旧は部分的なものであったため、ガザ地区のハマスと確実に接触するためには、エジプト情報機関の協力が必要だった。
- Holland, "The secret negotiations," *Reuters*, 22 Nov 2023.
- 169) International Committee of the Red Cross, *ICRC president in Qatar to urge progress to alleviate humanitarian crisis* (20 Nov 2023), <https://www.icrc.org/en/document/icrc-president-in-qatar-urge-progress-to-alleviate-humanitarian-crisis>.
- 170) 「人質解放へ詰めの交渉 ハマス指導者『停戦合意近い』」『日本経済新聞』2023年11月21日、電子版。
- 171) Amy Spiro, Tal Shneider and Carrie Keller-Lynn, "Israel set to approve Gaza hostage deal slated to see release of 50 Israelis," *The Times of Israel*, 21 Nov 2023.
- 172) Jacob Magid and Tal Schneider, "Cabinet okays deal for release," *The Times of Israel*, 22 Nov 2023.
- 173) Andrew, "How Qatar's assertive diplomacy won a break," *Reuters*, 2 Dec 2023.
- 174) Ibid.
- 175) Ibid.
- 176) Ibid.
- 177) Andrew Mills, "Mediators Qatar and Egypt say Gaza truce to start on Friday," *Reuters*, 24 Nov 2023.
- 178) Jacob Bercovitch and Scott Sigmund Gartner, "Is There Method in the Madness of Mediation? Some Lessons for Mediators from Quantitative Studies of Mediation," *International Interactions*, Vol.32, No.4(2006), pp.346, 350.
- 179) 「ガザ戦闘休止、再延長1日で合意 イスラエルとハマス」『日本経済新聞』2023年11月30日、電子版。
- 180) 「イスラエル軍がガザ地区からの発射体を撃墜」『朝日新聞』2023年12月1日、朝日新聞デジタル。
- 181) 「ガザで戦闘再開 イスラエルとハマス、戦闘休止の延長で合意できず」『朝日新聞』2023年12月1日、朝日新聞デジタル。
- 182) 同上。